

昭和五十年三月二十日(木曜日)  
午前十時四十六分開議  
出席委員

社会労働委員会  
調査室長  
濱中雄太郎君

出席委員

委員長 大野 明君

理事 菅波 茂君

理事 竹内 黎一君

理事 葉梨 信行君

理事 石母田 達君

伊東 正義君

越智 伊平君

加藤 紘一君

小泉純一郎君

塩谷 一夫君

田中 覺君

羽生田進君

宮崎 茂一君

栗山 ひで君

綿貫 民輔君

川俣健二郎君

田邊 誠君

寺前 巖君

岡本 富夫君

臣

厚  
生  
大

安員

厚生政務

厚生省環境  
水道環境

厚主省医务

厚生省医務

長

厚生省社会

厚生省児童局長

局長  
厚生省年金

馬席者

労働省労働

局勞災管理

七号 社会労働

社會主義

委員の異動  
三月二十日  
辞任  
大橋 武夫君  
粕谷 茂君  
田中 覚君  
高橋 千寿君  
野原 正勝君  
栗山 ひで君

同日  
辞任  
伊藤宗一郎君  
越智 伊平君  
大石 千八君  
村岡 兼造君

同日  
辞任  
小泉純一郎君  
塩谷 一夫君  
宮崎 茂一君  
綿貫 民輔君

補欠選任  
伊藤宗一郎君  
村岡 兼造君  
塩谷 一夫君  
越智 伊平君  
大石 千八君  
綿貫 民輔君

同日  
補欠選任  
小泉純一郎君  
田中 覚君  
栗山 ひで君  
宮崎 茂一君

同日  
辞任  
大橋 武夫君  
野原 正勝君  
粕谷 茂君  
高橋 千寿君

三月十九日  
下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法案（橋本龍太郎君外十名提出、衆法第四号）  
は撤回された。

三月十九日  
戦時災害援護法制定に関する請願（赤松勇君紹介）（第一五二七号）  
同（田口一男君紹介）（第一五二八号）  
同（和田耕作君紹介）（第一五九〇号）

原爆被災者援護法制定に關する諸願外二件（中）  
村重光君紹介（第一五二九号）  
同（森井忠良君紹介）（第一五三〇号）  
同外一件（吉田法晴君紹介）（第一五三一号）  
同外一件（枝村要作君紹介）（第一六九八号）  
同（庄司幸助君紹介）（第一六九九号）  
社会福祉労働者の労働条件改善等に関する諸願  
（北側義一君紹介）（第一五三二号）  
同（小濱新次君紹介）（第一五三三号）  
同（坂井弘一君紹介）（第一五三四号）  
同（坂口力君紹介）（第一五三五号）  
同（鈴切康雄君紹介）（第一五三六号）  
同（瀬野栄次郎君紹介）（第一五三七号）  
同（田中昭二君紹介）（第一五三八号）  
同（伏木和雄君紹介）（第一五三九号）  
同（梅田勝君紹介）（第一六二三号）  
同（浦井洋君紹介）（第一六二四号）  
同（神崎敏雄君紹介）（第一六二五号）  
同（紺野与次郎君紹介）（第一六二六号）  
同（庄司幸助君紹介）（第一六二七号）  
同（瀬長亀次郎君紹介）（第一六二八号）  
同（多田光雄君紹介）（第一六二九号）  
同（土橋一吉君紹介）（第一六三〇号）  
同（中路雅弘君紹介）（第一六三一号）  
同（中島武敏君紹介）（第一六三二号）  
同（不破哲三君紹介）（第一六三三号）  
同（正森成二君紹介）（第一六三四号）  
同（三谷秀治君紹介）（第一六三五号）  
同（高橋繁君紹介）（第一六八九号）  
同（竹入義勝君紹介）（第一六九〇号）  
同（林孝矩君紹介）（第一六九一号）  
同（広沢直樹君紹介）（第一六九二号）  
同（伏木和雄君紹介）（第一六九三号）  
同（正木良明君紹介）（第一六九四号）  
同（松尾信人君紹介）（第一六九五号）  
同（松本忠助君紹介）（第一六九六号）

原子燦輝被害者援護法制定に關する請願（有馬重武君紹介）（第一五四〇号）  
 同外一件（勝間田清一君紹介）（第一五四一号）  
 同（久保田鶴松君紹介）（第一五四二号）  
 同（竹入義勝君紹介）（第一五四三号）  
 同外一件（辻原弘市君紹介）（第一五四四号）  
 同（原茂君紹介）（第一五四五号）  
 同（森井忠良君紹介）（第一五四六号）  
 同（安井吉典君紹介）（第一五四七号）  
 同（山中吾郎君紹介）（第一五四八号）  
 同（渡辺三郎君紹介）（第一四四九号）  
 同（林孝矩君紹介）（第一五八七号）  
 同（藤田高敏君紹介）（第一五八八号）  
 同（伏木和雄君紹介）（第一五八九号）  
 同（林孝矩君紹介）（第一六二一号）  
 同（松本忠助君紹介）（第一六二二号）  
 同（鬼木勝利君紹介）（第一六八三号）  
 同（瀬野栄次郎君紹介）（第一六八四号）  
 同（林孝矩君紹介）（第一六八五号）  
 同（平林剛君紹介）（第一六八六号）  
 同（伏木和雄君紹介）（第一六八七号）  
 同（堀田雄君紹介）（第一六八八号）  
 医療機關の整備充実に關する請願（井上泉君紹介）（第一五八二号）  
 同（角屋堅次郎君紹介）（第一五八三号）  
 同（竹内猛君紹介）（第一五八四号）  
 同（柴田健治君紹介）（第一五八五号）  
 同（芳賀貢君紹介）（第一五八六号）  
 同（山原健二郎君紹介）（第一五六六号）  
 同（加藤清政君紹介）（第一六七五号）  
 同（金瀬俊雄君紹介）（第一六七六号）  
 同（久保三郎君紹介）（第一六七七号）  
 同（兒玉末男君紹介）（第一六七八号）  
 同（上坂昇君紹介）（第一六七九号）  
 同（斉藤正男君紹介）（第一六八〇号）  
 同（坂本恭一君紹介）（第一六八一号）

同(渡辺三郎君紹介)(第一六八二号)  
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に  
関する請願(和田耕作君紹介)(第一五九一号)  
同(山田太郎君紹介)(第一六二〇号)  
せき腫損傷者の労働者災害補償改善に関する請  
願(田川誠一君紹介)(第一六一八号)  
看護教育の改善に関する請願(山田太郎君紹  
介)(第一六一九号)  
障害者の生活及び医療保障等に関する請願(山  
原健二郎君紹介)(第一六九七号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合  
理化に関する特別措置法案起草の件  
特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一  
部を改正する法律案(内閣提出第三五号)  
国民年金等の一部を改正する法律案(内閣提出  
第二四号)

○大野委員長 これより会議を開きます。

この際、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理  
業等の合理化に関する特別措置法案起草の件につ  
いて議事を進めます。

本件につきましては、委員長において作成いた  
しました草案を、委員各位のお手元に配付してご  
ざいますので、その起草案の趣旨及び内容につ  
きまして、委員長から簡単に御説明申し上げます。  
御承知のとおり、現在、国は、下水道の緊急か  
つ計画的な整備等を促進している状況にかんが  
み、本案は、一般廃棄物処理業者等が下水道の整  
備等により受ける著しい影響を緩和し、あわせて  
その経営の近代化及び規模の適正化を図るため、  
市町村が合理化事業計画を定め、その業務の安定  
と廃棄物の適正な処理を図ろうとするもので、そ  
の主な内容を申し上げます。

第一に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の  
規定による市町村長の許可または市町村の委託を

受けて尿処理を行う業、その他下水道の整備の  
促進等により、重大な影響を受けると考えられる  
政令で定める業を一般廃棄物処理業等とするこ  
と。

第二に、市町村は、下水道計画等との調整を考  
慮した上、一般廃棄物処理業等についての合理化  
事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けるこ  
とができること。

第三に、市町村は、合理化事業計画に基づき合  
理化事業を実施することとし、この場合、国は、  
市町村に対し、必要な資金の融通またはあせん  
その他の援助に努めること。

第四に、一般廃棄物処理業者等は、合理化事業  
計画の定めるところにより事業の転換を行おうと  
するときは、その計画を市町村長に提出し、認定  
を受けることができることとし、国または地方公  
共団体は、当該認定を受けた一般廃棄物処理業者  
等に対し、事業の転換を行うのに必要な資金につ  
き、金融上の措置を講ずるよう努めること。

第五に、合理化事業計画に従って事業の転換を  
行おうとする一般廃棄物処理業者等の従事者に対  
し、国または地方公共団体は、職業訓練の実施、  
就職のあっせんその他の措置を講ずるよう努める  
こと等であり、以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合  
理化に関する特別措置法案  
〔本号末尾に掲載〕

○大野委員長 お諮りいたします。

この起草案を本委員会の成案とし、これを委員  
会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求  
めます。

〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立総員。よって、さよう決しま  
した。

なお、本法律案提出の手続等につきましては、  
委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あ  
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大野委員長 御異議なしと認め、さよう決しま  
した。  
速記をとめて。

〔速記中止〕

○大野委員長 速記を始めて。

○大野委員長 特別児童扶養手当等の支給に関す  
る法律等の一部を改正する法律案、国民年金法等  
の一部を改正する法律案の両案を議題といたしま  
す。

政府より提案理由の説明を聴取いたします。厚  
生大臣田中正巳君。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一  
部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○田中國務大臣 ただいま議題となりました特別  
児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改  
正する法律案について、その提案の理由を御説明  
申し上げます。  
特別児童扶養手当は心身に障害を有する児童の  
福祉の増進を図るため、児童扶養手当は母子家庭  
の児童の福祉の増進を図るため、また、児童手当  
は次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に  
資する等のために支給される手当制度として、逐  
年その改善に努めてきたところでありますが、こ  
れらの児童に対する施策の向上に加え、在宅の障  
害者に対する施策のより一層の充実が、今日にお  
ける重要な課題として強く要請されております。  
今回の改正法案は、このような趣旨にかんが

み、これら手当の額を引き上げ、特別児童扶養手  
当の支給対象障害児の範囲を拡大するとともに、  
新たに重度の障害を有する者に対し福祉手当を支  
給することにより、これらの制度の充実を図ろう  
とするものであります。

以下、改正法案の主な内容について御説明申し  
上げます。

第一に、今回新たに設けられた重度の障害者に  
支給される福祉手当についてであります。  
福祉手当は、精神または身体に重度の障害があ  
るため、日常生活において常時の介護を必要とす  
る状態にある者に対し、障害による特別の負担に  
着目して、月額四千円を支給することとしたして  
おります。

また、福祉手当の支給は、重度障害者の住所を  
所管する福祉事務所を管理する都道府県知事及び  
市町村長が行うこととし、福祉手当の支給に要す  
る費用は、国がその十分の八を、都道府県または  
市町村がその十分の二を負担することとしたして  
おります。

第二に、特別児童扶養手当については、その月  
額を従来の一万一千三百円から一万八千円に引き  
上げるとともに、対象となる障害程度を拡大し  
て、新たに国民年金法別表二級に相当する程度の  
障害を有する児童について月額一万二千円の特別  
児童扶養手当を支給すること等といたしております。

第三に、児童扶養手当については、その月額を  
九千八百円から一万五千六百円に引き上げると  
ともに、支給対象となる児童について、国籍要件を  
撤廃し、支給要件の緩和を図ることとしたして  
おります。

第四に、児童手当については、その月額を四千  
円から五千円に引き上げることとしたしてありま  
す。

なお、これらの改正については、昭和五十年十  
月から実施することとしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります  
が、何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あ

次に、ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回の改正法案は、このような趣旨にかんがみ、福祉年金額の引き上げ、厚生年金、拠出制国民年金の物価スライドの実施時期の繰り上げ等を行うとともに、拠出制国民年金の保険料の適正な改定を行い、年金制度の充実強化を図ろうとするものであります。また、本法案は年金福祉事業団に政府が出資できることとするための所要の改正を行うこととしております。

第一、福祉年金の額につきましては、老齢福祉年金の額を月額七千五百円から一万二千元に、障害福祉年金の額を一級障害について月額一万二千三百円から一万八千円に、二級障害について月額七千五百円から一万二千元に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を月額九千八百円から一万五千六百円に、それぞれ引き上げることとしたしております。あわせて老齢特別給付金の額を月額五千五百円から九千円に引き上げることとしたしております。

第二に、昭和五十年度における物価スライドの実施時期を、厚生年金及び船員保険については昭和五十年十一月から同年八月に、拠出制国民年金については昭和五十一年一月から昭和五十年九月月にそれぞれ繰り上げ、あわせて国民年金の五年年

第三に、厚生年金または船員保険の被保険者で、六十歳以上六十五歳未満の低所得者に支給する在職老齢年金につきましては、支給対象者の標準報酬月額額の限度額を四万八千円から七万二千円に引き上げることとしております。

第四に、提出制国民年金の保険料につきまして昨年に引き続き段階的に引き上げを行い、その額を現行の月額千五百円から三百円引き上げ、千四百円とすることとしております。

第五に、年金福祉事業団につきまして資本金の規定を設け、政府が予算で定める金額の範囲内において出資できるものとしております。

なお、福祉年金の額の引き上げは本年十月から、厚生年金及び船員保険の改善は本年八月から、拠出国民年金の保険料の額の引き上げは昭和五十一年四月から、年金福祉事業団に関する改正は本年九月から、それぞれ実施することとしたしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります  
が、何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○大野委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○大野委員長 特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案の質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。金子みつ君。

○金子(み)委員 私は、ただいま提案になります。法律案に関する質問を少しさせていただきます。

が、初めに、政府が今国会でILOの百二号条約を批准する予定で国会にその批准案を提出するといふ話になっておりますのですけれども、この批准の問題に関連して少しお尋ねしたいと思います。

上げられましたことは結構だと思ふのですけれども、しかし、たとえ引き上げたにいたしましても、ILOの基準が示しております給付の総額に対しては半分にも満たされていないという非常に低い基準になります。

そこで御意見をいただきたいと思ふことは

御案内のように、110百二号条約というのは社会保障の最低基準に関する条約でありますし、日本は高度経済成長した国であるにもかかわらず、長い間、社会保障に関する限りは非常に立ちおくれていて、世界的にも二十年立ちおくれていると言われているぐらいでございますし、グループ分けにされれば日本などは第五位グループの中に存在するというような始末です。常々対象としているフランスとかイギリスとか西ドイツとかいうような国が第一グループに存在するにもかかわらず、日本の場合にはパナマとかベネズエラとかいう国と並んで第五位に存在するというような非常に立ちおくれのはなほだしい社会保障の実態があるということはすでに御案内のとおりであります。

三つほどあるわけなんですけれども、この家族給付を批准するということを土台にいたしまして、児童手当に関する取り扱いをさらに充実強化するということを目的として現在の日本で行われております手当のあり方が第三子以降ということになっていくわけですね。第三子以降というのは大変にわずかな国しかやっていないのですね。日本のほかには南アメリカの共和国であるとか北ベトナムとかいうような国が二、三あるだけで、大方の国はすべての子供たち、第一子からになっている。第二子からになっている国も何カ国がございますが、いずれにしても第二子以下になっているわけです。ILOは全部の子供を対象にしているわけです。

けれども、それがございますからこそ今度批准をしようということを考えられたのだと思います。が、それにしてはその批准の対象にしてある部門の取り上げ方についても少しこの際考えを進められていたいただきたいというをお願いし、あわせて質問させていただきたいと思うわけであります。

そこで、日本の場合は第三子以下ということ  
で、数にしましても、日本の一般家庭の世帯の中  
で大体標準家族と呼ばれているのが四人家族で夫  
婦と子供二人ということになっていますが、三人  
目からということになりますと子供が三人以上と  
いうことになるわけで、家族五人以上ということ

その一つは、本日の議題になっております法律案にあります児童手当に關連のある給付であります。これは百二号条約でいきますと家族給付という事になっていますが、家族給付の問題と關連してお尋ねしたい。

になりますが、家族五人というのは全体の世帯の  
中でわずか一三・一％しかないのですね。それから  
六人とか七人とかいう大きな家族になりますと  
一一・一％、合わせて二五・二％、わずか四分の一  
の世帯にしかなっていない。これだけに対して

日本では児童手当制度ができたのは社会保険制度の中で最後でありまして、昭和四十七年からの実施でありますから大変に新しい制度ですし、まだ十分育っていないこともよくわかっておりませんが、それにしてもILOの家族給付の水準と比べますと余りにも低過ぎる。これを何とかもう少し考えていく方法がないかということなんです。今回一人に対して四千円から五千円に手当が引き

の手当にしかないわけなんです。もし本当の意味で児童の健全な育成を願ひ、そして児童に平等な生活権を与えるということからいきましたならば、やはり標準家庭からこれをするべきではないか、手当を交付すべきではないかと考えます。標準家庭が二・九%ですから、これを足しましてもやっと四八・一%、全世帯の半分足らずの数字にしかなりません。ですから、これぐらい

の数字にしかならないのですから、思い切って第二子からというのを考えることができないかどうかというのをまずお尋ねしてみたいと思うのです。そういうことを児童手当の拡充強化の目的としてお考えになれるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○上村政府委員 いま御指摘になりましたように、ILOの百二号条約の家族給付部門につきましては、要件とされました給付総額に對しまして四十八年度を見ましても約四分の一、相当大きな隔りがあるわけでございます。そこで、いま御提案のように第二子までという問題があるわけでございまして、児童手当を二子から支給いたしますと現在の費用の約四倍、それから一子から支給いたしますと約九倍というふうな額になるわけでございます。この費用は国と地方団体と、それから被用者の部分につきまして事業主の負担ということで運営しておるわけでございまして、四倍、九倍というふうな、二子の場合には四倍でございますが、そういった急激な負担の増をするのに財源的に見ましても容易ではないという点があるわけでございます。

そこで、今後どうするかという問題でございますが、御案内のように日本の児童福祉、社会福祉はまだ立ちおくれの部分が多々あるわけでございまして、勢い財源の配分の面におきましてもそれにウエイトを置かざるを得ない。将来の方向として児童手当制度というものをよく改善していかねければならないという認識は持つておるつもりでございますけれども、目下のところ直ちに踏み切るほどの元気がないというのが偽らない気持ちでございます。昨年の十一月の末に、私どもの審議会でございます中央児童福祉審議会から今後の児童福祉行政のあり方について御意見をいただきました中で、この児童手当についても御意見を承ったわけでございますが、将来の二子拡大については財源負担のあり方なり他の社会保障給付との関係をお考えながら慎重に検討するようにというふうな御意見をいただきましたので、そういう御

意見を踏まえながら将来の問題として検討させていただきますというふうな考えでございます。

○金子(み)委員 それではその問題は、そういう考え方はわかりませんが、それだったらこういうふうな考え方はいかがでしょうか。現在は十五歳、中卒までになっておりますね。けれども、このごろのように九〇%以上の子供たちが高等学校へ入っております。それで高等学校を義務制化したらいけないかという声すら起こっております。今日でございますから、この手当の対象を高校卒まで延ばすというふうなことは考えたことがないでしょうか。外国では大卒、二十六歳までという国が幾つもありますから、そういうこともやはり広げる意味では考えてもいいんじゃないかと思っておりますが、その点お考えになったことはありますでしょうか。

○上村政府委員 お話しになりましたように、高等学校に入る子供が中卒の九割以上を占めておるというふうな現状を踏まえまして、高校卒業までどうかという御意見、ごもっともだと思うわけでございます。と申しますか、現在の仕組みが、少し複雑な言い方をすると恐縮なところでございますが、十八歳までの子供が三人ある場合に、義務教育終了までの子供一人について現行では四千元、来年度予算案では五千元の手当を支給するという仕組みをとっておるわけでございます。そこで、仮に高校まで広げるといふふうなことになる場合に、三人の子供のとらえ方をどうするかというふうな技術的な問題もございします。そういったこともございまして、いま直ちに高等学校にまで踏み切るかどうか。二子の拡大の問題よりも財源的に見ますと取り組みやすい問題だろうというふうな思いもございます。いま直ちに高校まで広げるといふふうなところまではまだ考えつかないというふうな状況でございます。

○金子(み)委員 私は直ちに広げるということをお求め申し上げたんじゃないんです、そういうことを考えて、そして拡充強化するということについて御意見を伺っているわけなんですけれども。

○上村政府委員 宿題として検討させていただきますというふうな考えでございます。

○金子(み)委員 それでは、いま一つお尋ねさせていただきます。同じ目的ですけれども、第二子もだめ、高卒までということもだめ、一応考えてみようとは思いますが、ほとんど当てがいないようなお返事でした。そういたしますと、残るのは、現在の金額を引き上げるということ以外にないような気がするのでございます。それがきつと一番しやすいところをお考えかもしれませんけれども、筋としては本当はおかしいと思うのです。筋としてはおかしいと思いませんか、経済的な問題がバックにあることはわかりますので、でも、これはその気になって考えればできない話ではないと思っております。ですから、そういう意味合いで積極的に前向きで考えていただきますならば、いまの二子へ拡大すること、高卒を対象にすることも決して不可能だとは言えないと思うのです。そのつもりで検討していただければ、近い将来で可能性はあるんじゃないかと思うわけです。それに行くまでの間に、このままにしておくということとは、いかにも日本としては情けない。外国に對しても恥ずかしいし、やっとな三年ぶりに批准しようなんと言っているのです、その最低基準すら守れない経済大国日本というふうな悪口を言われているのですから、国民にも申しわけない点でもあります。ですから、少しでもこれは挽回、名誉回復をしなければならぬではないかと思っております。そういう意味合いで、この児童手当の場合に最も手近に解決できる方法は、現在の手当額の引き上げということになると思っております。現在の手当額の引き上げを、少なくともILOが言っております労働者の収入の一・五%、その総額ということになっております。これは全部の子供に對する金額ですから、日本の場合のように第三子以降だけというふうなつかみ方とは違いますが、その点をもう少し引き上げていく、せめて基準まで持っていくというふうなことができれば、図っていただくことはできないでしょうか。せめて

てそこでも拡充強化の線を示していただきたいというふうな思われたいです。

○上村政府委員 いまお話しになりましたILO条約との関係では、不熟練労働者の賃金の一・五%にすべての居住者の子供の総数を掛けるということで、ILO条約では総体としての給付の総額を最低基準として決めてあるものであるというふうに理解しておるわけでございます。

そこで、今回御提案申し上げました児童手当法の改正に関する部分につきましての引き上げ額というものは、制度発足以来三千円のままで推移いたしました。昨年度は、四十九年度における消費者物価の上昇率等を考慮して五千円に上げたわけでございまして、お話しのように実質的な価値が維持された程度にとどまるというのとはおそろいであろうと思われたいです。その場合に、児童手当の額と申しますか、どう申し上げればよろしいか、どういふ数字を使うか、これは少々問題じゃないか。と申しますのは、日本の場合に、昭和四十八年の場合には三千円でございましたが、もうその三千円という数字は、一応その年の製造業平均賃金に對する割合で見ますと、二・六%に相当するような額であるわけでございします。したがって、ILOの条約が一・五%を使っておるのととの兼ね合いで児童手当の額を決めるのではなくて、別の観点から、いまの五千円が必ずしも十分でないというならば、引き上げる方向というのは課題であるし、私どもも将来努力をしなければならぬ問題であらうというふうな考えでございます。

○金子(み)委員 ILOの基準の決め方というのは子供一人だけではないのですよね。だからそこで違ってくるわけです。日本の場合は第三子以降といいますが、ほとんどその子供だけになっていくのです。ですから、そこら辺で計算が違ってくると思うのです。だからこの比率をそのまま使っていく意味ではないのですけれども、ILO

いずれにいたしましても、三通りの方法を考へて、いづれ何と考へてもう少し、いわゆる日本の社会保障の水準を引き上げていく、ことに子供に對する手当のあり方を改善していく、強化していくという形を近い將來考へていってほしいと思うわけでありますけれども、そのことについての御意見を伺ったわけです。これは厚生省としてもお考へがあると思ひますので、政務次官の御意見をまうしたいとおいてそして先へ進みたいと思ひますが、もう一つ問題がありますので、あわせて後からお返事をいただければ結構です。時間の關係がございますので、もう一つ同じような問題をお尋ねしたいと思ひます。

もう一つは、やはり百二号条約の批准の部門で、外されている部門です。今回日本が外している部門なんですが、それは母性給付の問題です。母性給付に関する部門も今回外れているわけですが、御案内のようにこの母性給付、すなわち出産に関する費用でありますけれども、日本ではこれは標準報酬月額半分で、最低六万円を一応保障されているのが現状でございますが、実際問題としては、いま出産に関する費用というのとは、どんなに安く見積もりましても最低十万円です。十万円より安い出産費というのはありません。二十万も三十万もかかっているところもあります。これは普通分娩の場合でございますよ。それで、手術なんかすればもっともかかるわけなんです、それは別でございますが、普通分娩の場合で、最低どんなに見てもぎりぎり十万。二、三十万かかっている場合もございます。それに対してわずか六万円の保障しか日本では見ていないというところで、批准には達しなくて今度外れていくと思います、この点をこの際考えていただくことはできないだろうかということなんです。これがいわゆるILOが申しておりますように本人

○上村政府委員　いま御指摘になりました母性給付部門、これはILOの第二部の医療の個所と、それから家族給付につきます第八部の母性給付のうちに規定があるわけでございますが、御案内のように、この母性給付の部門というのは二つございまして、一つは、産前産後の休んでいる間所得が入らないということに絡む現金給付の部門、これは出産手当金になるわけでございます。それからもう一つは、実際に必要な出産の費用ということになりまして、最初に申し上げました出産手当金の方は基準を満たしておる。

それで、問題になりました出産の方の分娩の給付でございますが、医療については、ILOでは一部負担を適当な額であればいいということを認めながら、妊娠、分娩の点につきましては、一部負担は一切いけないというふうな解釈になる。そのためには現行の六万円では足りないじゃないかということふうなお話があったわけでございますが、そのために国で分娩費を見たらどうかというふうな提案でございますが、現在のILO条約の母性給付との関係で、これに対応するわが国の社会保険法規を見ますと、これは健康保険法等でございます。健康保険の中に分娩費につきまして、問題には特に被扶養者の場合でございますけれども、六万円になっている。これは四十八年に二万円から六万円に引き上げたものでございます。そこで、この六万円で実際に必要な分娩費をカバーするよな方向で努力をするという方策が一番いいのじゃないか。したがって、社会保険法規の分娩費について、引き続き改善に努力をしていくという処置の仕方が一番妥当ではないかというふうに考えるわけでございます。

○上村政府委員　どうも舌足らずで恐縮でございます。

現在の六万円を、実際に必要な分婉贖がカバーし得るように上げていくことが必要ではなからうかと、それが将来の検討課題だというふうに申し上げたわけでございます。

○金子(み)委員 それでは、その問題に關連いたしましてですけれども、上げていくのが適當じゃなかろうかということでありますと、最低保障を、六万を十万にするなり何なりするという意味だと思いますが、それでしたら、金額を上げていくのも悪いとは申しませんけれども、これはやはりイタチごっこみたいなことになるのですね。そして、非常二分晩費が全体的に上がった時点において、

いはそれだけでは間に合わなくなつてみたり、あるいは給付的に医療費が落ちついていればそれで間に合つてみたり、そのときによって非常に事情が違つてくると思います。ですから、金額を上げていくということはいつてもイタチごっこになつてしまふので、そうでなくとも、もっと基本的にきちつとしたものをするべき必要があるのじゃないかと思ふのです。その考え方からいきますと国庫補助が一番いいと思ふのですが、国庫補助に関しては、金額国庫補助ということについてはいろいろ検討していただく必要があると思いますが、それ以前に、それならば保険でこれは金額負担ということが見られるのじゃないか。その方が私ははつきりしているというふうにも思いますが、その考えはいかがですか。

○上村政府委員　社会保険で給付するにいたしても、あるいはお話のように国庫負担で給付するにいたしても、現金給付の場合にはイタチこっこになりがちであるというのはお話のとおりだろうと思います。

○金子(み)委員　その議論をしていますとそれで時間がなくなりますから、適当なところでこの問題は終わらせようと思いますが、出産を現物給付にすることは非常にむずかしいとか、あるいは疾病のカテゴリーの中に入っていない今日、これを保険で現物給付にすることは困難だとかというようなお考えがとおりになるようですけれども、出産というのは瞬間に疾病に変わるわけですね。瞬間に命を落とすほどの疾病になるものもあるし、それから障害もあるし異常もあるわけですね。そういう意味では非常に危険な状態になるわけです。ですから、これは当然私は保険の対象として、疾病給付の対象として、そして現物給付をなさるべきであるということ、いまこのILOの関係で起こった問題ではなくて、もともとそういう考え方があるべきだというふう以前から考えているわけでありますから、そういう観点に立って検討を加えていただきたいということをお願いしています。

政務次官、どうぞ両方についてのお考えをお願いします。

二、三

○山下(徳政府委員) だいたいまの出産の問題でございませうけれども、正常出産がいわゆる疾病のカテゴリリーに入るかどうかという議論は別にいたしまして、いま金子先生のおっしゃるような直接死につながらうなものは、異常分娩としてこれはまた当然疾病のカテゴリリーに入りますから、そこらあたりはまた検討しなければなりません。

それから、先ほどの児童手当の問題につきまして、政府の今後の改善方策について全般的に政務次官の意見、こういうことでございます。御承知のとおり、児童手当は胎動の期間が非常に長うございまして、実際にこれが施行されましたのは四十七年の一月からでございますから、比較的にまだ歴史が新しいでございます。したがって、実際に実施している間にいろいろな問題が出てきておることは御指摘のとおりでございます。支給範囲の拡大につきましても、先進国の例にならって改善すべきは、将来しなければならぬと考えております。あるいはこの額の問題にいたしましては、消費者物価等の推移にスライドして検討しなければならぬと思います。あるいは第一子、第二子についても適用しろという御意見、これは日本の今後の人口政策からしますと、むしろ第一子、第二子に適用すべきであるという論もまた出てくるかと思ひます。

〔委員長退席、竹内（黎）委員長代理着席〕

二子に適用して四倍になるということは、結局三子が四分の一であるということですから、そこからあたりにもたこの発足の時点における意義があったわけですが、そこらあたりも、それぞれ国の予算にも大きな影響を持つ問題でございますから、御意見は御意見として十分承ってみたいと思います。

○金子(み)委員 近い将来批准に持っていくことができるような形でぜひ考えていただきたいと思  
います。

続けて、福祉手当の關係の質問をさせていただ

九十九

今度の福祉手当を制度化するという考え方ですけれども、これは従来からぜひそのような形ものが欲しいということとは考えておりましたので、制度化されることについては賛成でございますけれども、実際問題として、福祉手当がこれだけの金額が支給されるということに関連して、果たしてそれで、政府で考えておられるような重症の障害者を家庭で世話を見ておる家族の人たちのための助けになっているかどうかという問題があると思います。ただ制度をつくったということだけで、もうこれでよろしいというのであっては、いつも制度は死んでしまっているわけですから、大体そういうことが多いわけです。ですから、そうでなくて、実質的に意味のある、そして効果の上がった制度でなければならぬと思うわけです。そういうことで少しお尋ねしてみたいと思います。

ますことは、こういう子供なり大人でも、障害のある人を家庭で世話をしておる場合には、年齢の差はありましても、実際問題としては大人も子供と同じなわけですね、その世話のかかる点においては、子供以上に問題は大きい。大体家族の人が見ておられるのが多いわけなんですけれども、家族以外に、家族のない人の場合には他人に頼んで見てもらうという実態もあるわけです。そういうふうになりますと非常に問題があるのですが、その中で、家族やそれからあるいは家族にかわる人が世話をしている、それだけで非常に十分ではないということも考えられてつくられた制度だと思いますが、たとえば家庭率仕員とかあるいは介護人とかというような人たちがそういう家庭を訪ねてお世話をするということになっておるといことも承知いたしておりますけれども、この人たちは一本本当にどれぐらい役に立っているのかというところが実は知りたいわけです。と申しますのは、いただきました資料で拝見しますと、在宅の重度の心身障害の人たちの数というのが、大人も子供も合わせますと重度の人だけで三十四万九千人という数字が上がってまいります。重度だけに

限っていま世話をする人が派遣されるというふう  
に考えますのでその数字を見るのですが、三十四  
万九千人ある。それに對して一体何人の人たちが  
お世話役を担当するのかといいましたら、資料を  
拝見いたしますと、四十九年度で家庭奉仕員が一  
千六十七人しかいないのですね。全国ですよ。  
それから介護人というのは少し趣旨が違うので、  
家庭奉仕員のように常時ということではなくて、臨  
時に必要な場合に世話をするという人たちのよう  
ですが、これが千八百十八人しかない。仮にこ  
の人たちも家庭奉仕員と同じようにめんどろを見  
る人になってももうとしてもやっと二千八百人く  
らいしかなくて、対象の人は三十四万九千人あ  
るということになりますと、一体どれぐらいの仕  
事ができているのかということが知りたいのです  
が、そちらでお調べになったものがありましたら  
教えていただきたい。

○竊府委員 たいま御指摘のごいしました点については、確かに全部をカバーするような仕組みができることが一番望ましいわけでございますけれども、現在身体障害者並びに重症の心身障害児に対する、いわゆる家庭にあるそういった人々に対する家庭奉仕員という制度を充足させましたのは四十二年でございます。自來毎年増員を図ってまいっておりますけれども、これの私どもの考え方としては、たいま御指摘のごいしましたいわゆる三十四万の中で、施設に入っている人は除きまして、さらに家族が勤めに出なければならぬとかあるいは常時家族の介護を得られない、しかも所得の低い階層の人々、大体大人に限って申し上げますと、われわれの推定では一万

ます。もちろん数はたいたいとお示しがございました。千二百名でございます。さらにそのほかに重症の心身障害児に対しましても同様に千二百人程度のものを一応国としては予算化をしているわけでございます。これを市町村の福祉事務所にいってもらいまして、ただ問題になりますのは、御承知いただけたと思いますけれども、こういった障害を持っている人が一律に分散しているのではなくて、いわば非常にばらつきがあるわけでございます。それで、市町村によりましては老人のホームヘルパーそれから身体障害者のホームヘルパー、重症障害児のホームヘルパー、これを合わせて全国で予算的には約一万三千人ぐらいいを持っておりますけれども、こういった人々が、具体的には必ずしも老人は老人だけでなくて、身障と言われておっても身障だけでなくて、ヘルパーとしての仕事ができるようにするというような運用をしているわけでございます。

また介護人につきましては、ただいまお示しがございましたように数は少のうございますけれども、一人で生活をしなから、しかし常時の介護は必要でないこの重度の障害者の人が、万一病氣になったりあるいは身辺に非常に問題があるというときに、非常勤としてお手伝いに行ってもらうというたてまえになっているわけでございます。ただ、私が申し上げましたのはあくまでもたてまえでございまして、やはり福祉のサービスが末端まで行き届くようにするために、さらに今後この増員なりあるいは処遇の改善ということをしなればならないことは、われわれとしても当然の問題だと考えておるわけでございます。

○金子(み)委員　いまは確かにたてまえですね。実際問題としては週二回なんて全部の人には行っていないですね。一度も来てもらったことがないという家族を私は何軒か訪ねました。それは、そういう人たちがあることを御存じですかと聞きますと、いいえ、知りませんと言っているわけですね。そして、そういう人がいたら助かると言っておりますのに、一遍も来てもらったことが

ないという人が東京にもおりました。ですからそういうことを考えますと、一体この制度は何のためにつくったのだらう、どういうことを目的につくられたのかしらという疑問がもう一遍出てきちゃうわけですね。ですから、いま局長がおっしゃったように、たてまえとしてはそういうふうを立てていらっしゃるかもしれないけれども、そのたてまえが実際問題として実現されていないというの、やはり制度としてあることは恥ずかしいかっこうだと思ふのです。ですから、たてまえはやはり本音でなければいけないんで、実現できるようにするためにもっと思い切った増員措置がとれないものかという事なんです。非常にわずかつ、わずかつの増加なんです。私は、確かにふやすという事はどんなに大変かという事もわからないわけではございませんけれども、しかしそれだけの考え方で制度をつくっていらっしゃるのでありますならば、ぜひそれは実現させるようにしていただきたいと思ひます。

考え方と家庭福祉員の問題もそうでございますが、さらに子供の場合には療育指導員という専門家がいます。この人たちが子供のところを訪ねてそして指導するというたてまえ——これもたてまえであります。それからいま一つは、訪問診療という、これは巡回診療班のようなものだと思いますけれども、そういう準備がされていて、そしてそういう重度の心身障害のある人たちの家庭を訪ねて、そして病院に來られない、お医者さんのところへ來れないから、巡回して訪問して、そして健康状態をチェックして健康管理をするという事になっております。大変結構だと思ひます。いい制度だと思ひますし、たてまえとしてはいっぱだと思ひますけれども、これも一体どれぐらいやっているのかということなんです。やはり実際に行われているか、一度も来てもらったことがないという返事を聞きますと、私たちは一体どう考えていいのかわからないのですが、これについてどういふにお考えでございますか。

○上村政府委員 重症心身障害児に対する、ことに在宅の重症心身障害児に対する指導としては幾つかのやり方をしておるわけでございます。一番かなめになりますのが、四十一年度から制度化しました訪問指導でございます。児童相談所が中心になりました。福祉事務所とかあるいは精神薄弱者の更生相談所とかあるいは保健所等々の専門家、具体的にはケースワーカーとかお医者さんとか心理判定員等々のチームによりまして、榮養のとおり方なり健康管理の方法なり、家庭で保護者がそういう障害児を世話する場合の技術的な指導をやる、その他特別児童扶養手当制度なんかについても相談することにしておるわけでございまして、各県でもこの訪問事業については相当努力している点があると思ひます。ただお話しになりましたように、実績を見てまいりますと、四十八年度の報告しかないわけでございまして、私共で把握しました限りでは、四十八年度中に訪問指導いたしました実人員が約九千九百六十人、やや詳しく申し上げますと、八千九百六十人ばかり。その当時約一万人ばかり在宅のこわい重症心身障害者がおりまして、一部漏れがある。今後につきましても、こういった訪問指導がより活発に行われるように指導してまいりたいというふうに思っているわけでございます。

このほか重症心身障害児とは限りません心身障害児一般につきましては、家庭福祉員の制度でございまして、あるいは民間団体の療育相談を助成するということで、いろいろな角度から、家庭の持つておられる悩み、あるいは子供の育て方についての技術的な指導等をより綿密に積極的に進めてまいりたいというふうにお考えしております。

○靖政府委員 ただいま児童局長が申しましたように、児童についてはそういうたてまえがあるわけでございまして。ただ、私も非常に深く考えておりますのは、こういった老人とか身体障害者とか重症心身障害児というように縦割りのなホームヘルパーということ、むしろもっと総合的に運用することによって、ホームヘルパー本来の

仕組みというものをより密度の高いものにしていく必要があるんじゃないだろうかということ、先ほど来御指摘がございしますように、個々のケースに当たった場合に、来てくれない、あるいはそういう制度を知らないということではやはり何とない行政が末端まで行き届いていない証拠でございまして、これは強く——いわゆる福祉サービスの問題にかかわっているわけでございまして、したがって、こういった福祉サービスのよりよく徹底するための努力というのはしていかなければならぬし、またわれわれの責務であるというふうに考えております。したがって、ちよと五十年年度には身体障害者の実態調査を全国的にいたすようにいたしておりますが、これは五年ごとの調査でございまして、この結果等も見合いながら、その増員それから処遇の改善、それからいま申し上げた総合的なヘルパー制度に向かつて一歩前進するようにやってみよう、こういうふうにお考えをしておるわけでございます。

○金子(み)委員 そのとおりぜひ実現していただきたいと思ひます。どうも、制度は持つていても内容が一つも伴っていないというのが幾つも出てまいりまして非常に残念だと思ひます。ことにこういう障害者に対する問題については立ちおくればはなはだしいというふうにも考えられますから、一段と努力をしていただきたいと思ひます。

いまお話の中で出てまいりましたので、私にいただいた資料とちよと数字が——自分で混乱しますが、在宅の重度の障害者、心身両方の障害者の数というものはわかっていられるのでしょうか。重度の身体障害、重度の精神障害というのとはわかっていらっしゃるようですが、重症の心身障害というのは果たして数字がわかっておるのでしょうか。か、どうでしょうか。これは十八歳未満と十八歳以上というふうに分かれています。

○上村政府委員 この身体障害者あるいは身体障害者の調査をいたしましたときに、重い精神薄弱と重い身体障害がダブっておるいわゆる重症心身障害児の数について一応把握したわけでござい

ますが、約一万七千人というふうにお考えしております。

○金子(み)委員 一つの数字でですか。

○上村政府委員 四十五年十月の身体障害者の実態調査の際に調べたものでございまして。それでいま社会局長からもお話し申し上げましたように、五十年年度は心身障害者の実態調査をすることにより、さらに詰めて、より新しい数字をつかんでまいりたいというふうに思っております。

○金子(み)委員 一万七千が四十五年十月の数字ですね。そうするとこれが、五年たつて今度は五十年年度で調査をなさった時点でどのくらい変わってくるかということがこれからわかるわけだと思ひますが、五年の開きというのはずいぶん大きいですね。こういうものを対象にする場合に、そのことについてはまたお考えを聞かせていただきますが、先へ急がせていただきます。

その次は、今度新しく制度化されようとする福祉手当支給制度の問題ですが、手当額の問題について少し聞かせていただきたいのです。

手当の問題なんですけれども、今度決められたのが一月四千円でございます。まず最初に伺いたいと思ひますのは、この一月四千円というのを決められた根拠は何だったのだろうかということなんです。これは一日にして計算すると、一日百三十円くらいにしかありませんね。一日百三十円という金額は何を考えたらいいかと思ひますが、たとえば先ほどのホームヘルパーの人たちは一日どれぐらいいくつか出ていられるのかという問題があると思ひます。それから、いわゆるホームヘルパーでなくて、派出婦から派遣される派出婦というのがございまして、この人たちの手当は、これはもちろん資格も何も人たちがすけれども、いま一日五千円ですね。そして食事の費用、食費の差額代千円というのがまた取られますから、大体一日六千円というのが都会の常識になっています。そうすると、片方は一日六千円です。まあ家族だからお金で換算するのはおかしいかもしれませんが、家族といえども、そういった障害者が一人家庭におるために精神的

○給政府委員　大要説明しにくい御質問でございますけれども、確かにおっしゃいますように、この介護ということに着目して、そして、日々介護料が幾らかというように考えますならば、いまお示しがあったように、この額が一体それで合うかどうかということになろうかと思えます。今回この福祉手当ということで四千円にいたしましたのは、提案理由で大臣からも申し上げましたように、重度の障害を持っているために精神的あるいは経済的あるいはまた肉体的な負担というものは特別にあるわけでございます。それに対して何か報いる——報いるという言い方はあれでございますけれども、それにこたえるという意味でこの額を決めたわけでございまして、直接の額の一歩の理由と申しますならば、現行の特別児童扶養手当法における特別福祉手当が三千円で発足してい

○金子(み)委員 これは介護手当と考えるというお話ですね。福祉手当、そういうふう to 解釈するわけですか。

○鎗政府委員 必ずしも介護のみではないということをお願いして、介護手当のことを申し上げたわけでございまして、ということに明確にいたしますと、やはり介護する人にお渡しすることになるわけでござい

ます。福祉手当ということで本人に支給するということと、同時に、中身としては、もちろん使い方はいろいろあると思います。まあ一日百三

十円で介護になるかどうかということはありますけれども、それが家族に渡り、あるいは手伝ってくれる人に何らかの報いになるならば、これも一

○金子(み)委員　そうすると、介護する人のため  
つの意味があるのではないかと、いうように考えて  
おるわけでございます。

というよりもむしろ本人の生活のためという考え  
方になるわけですね。すると、所得保障のような  
意味も含まれるでしょうか。

〔竹内(黎)委員長代理退席、菅波委員長代理着席〕

○翁政府委員 障害福祉年金の場は、本人が障害

を持つことによって、本来ながば勤めてあるいは

今回の福祉手当の場合においては、先ほど来申し上げておりますように本人、もちろん家族を含めても考えられるわけでございますけれども、こういった重度の障害によって肉体的、精神的な負担がより一層重いということに着目しているというのを申し上げているわけでございます。

○金子(み)委員 大変むずかしいのですけれども、そうするとお見舞いですかね。

○鯖政府委員 そういう意味が非常に大きいと思

います。

○金子(み)委員 お見舞いのような考え方だとすれば、私はこれを出すについて扶養者の所得制限

をされるというのはちょっと理屈が合わないと思  
うのですけれどもね。お見舞いというのは御病氣  
のお見舞い、出産のお見舞い、何のお見舞いでも

ですけれども、その方自身に対してのお慰め、お見舞いですね。ですからどれほど経済的に苦痛な方のところへでもお見舞いは行きますし、貧しい

方の場合でもお見舞いはお見舞いなんです。で  
 すからそういう意味で、もしお見舞いだと思っ  
 ば、私は所得制限なんて何の関係もないと思うの

ですけれども、何でも所得制限をしなくちゃならないでしょう。

○**翁政府委員** お見舞いの意味もあるということ

を申し上げたわけでございまして、お見舞いそのものというわけではないわけでございます。これは言葉のことでございますから別にここで祝賀を

するということではございませんが、特別児童扶養手当の場合における特別福祉手当におきましても、やはり所得制限の制度を設けて今日に至つて

おるわけでございます。  
ただ、おっしゃいますように支給される額ある

○金子(み)委員 どうも納得しかねるのですけれども、こういう障害者を家庭に持ったことがないと本当にその実感はわからないということはいえ

ます。私も自分の家庭でそういう障害者を持ったという経験はございませんけれども、先般神戸の砂子療育園の子供たちが、療育園がやっていけな

くなって、職員の不足、腰痛症その他でやめて  
いって、子供を一時家に帰した時期がございまし  
た。そのときに、帰された子供たちの家を何軒か

訪ねてきました。そうしましたら、子供が戻ってきたことのために、母親は働いていた仕事は全部放棄して一日じゅう昼となく夜となくその子供の

世話をしていなければならない。内職をしようと思つても、手紙一本書こうと思つても子供がそばへ寄つてきて、そして絶対にその子供に向かつて

やらなければ納得できないということですよ。し、あるいはおふろの設備もそうになっていないし、あれやこれやということで、家族の人は本当

に大変だということなんです。帰ってきた子供を二、三週間世話をしただけで親の方が病気になるような始末、それも私もそのとおりだと思、ま

す。大変なことだと思うのですが、それだったなら今度のこの問題も、お見舞いのような気持ちも含めてと、お見舞いそのものじゃないと言ひ直し

なさいましたけれども、そうすると性格が非常に  
あいまいになってきてしまったのですね。そこら  
へんをはっきりさせなければ、いけないと思うので

う、う。章書になった方々も、うのは、章書に  
すが、所得制限をするなんということは、ほか  
の手当とは意味が違うのですね、この場合は。

なされた原因はいろいろあるかもしれないけれども、ほかの場合とは、たとえばお年寄りであるとかある、はその他の場合には理由が違

まして、本当に特別な意味合いがある方々の

ためのものですから、それを所得制限するというのは私は非常に残酷じゃないかというふうに思います。それにいかかわらず、ヘルパーの人も数が少なくて十分じゃない、それから金額も大変に少ない。施設が十分じゃないから、施設に入れないで家庭でめんどうを見なければならぬ。そうするとよくない条件、不利な条件ばかりがたまっていくその家庭に対して、家族に対して、お見舞い金の意味があるとはいいながら四五千円というのは非常にわずかだと思えますね。この金額がせめて一万円とか——派出婦の人が一日六千円ですから、その十分の一としたって六百円です。内職をして最低五百円なんです。せめて五百円。私はそんな小さな金額では意味がないと思うのです。所得の保障の意味はないとおっしゃいましたが、しかしお見舞い金でもない、もうもろの意味合いが含まれた福祉手当なんだ、こういうふうな理解できるわけなんです。そうだとしますと、所得の保障のことも多少入っている。お見舞い金も多少入っている、いろいろな意味合いが入っているということになりますと、それだけを勘案した場合、いま総理府の調査でも勤労者の消費支出が一人当たり約三万円です。そのことを考えましたら百三十円というのは余りにも少な過ぎる、話のぼかだと思えます。これを増額するというのを何とか考えていただきたいと思えます。せつかくつっていただいた福祉手当支給制度が本当に死んでしまおうと思うのですが、この辺は政務次官どうでしょう。思い切って——近い将来と申ししても今度の予算はいま審議されているところなんです、補正をなさるおつもりがあまりになるか、お考えをお聞かせ願いたいと思えます。

ら、介護手当となりますと、介護人が異動したりいろいろするから支給の技術上の問題も出てくるし、やはり含めてという意味でこういう制度になったと私は思うのです。ただそうであれば、そんなみみっちい所得制限しなくてもいいじゃないかとおっしゃるけれども、実は具体的例を申し上げますと、私の県でもって、県内においては一応の財閥的な人がいまして、重度心身障害児を自宅に持っておる、何とかしなければというので、近いうちに自費でもって施設をつくらうと言っているのですが、そういう人たちにまで、月に一回晩ごはんでも食べてくださいと言っているのはいかぬか悪いのか、実際ぶつかってみるとそういう感じがしないでもないと思えます。

同時に、当初の発足はそうであつても、形としてはこういうふうな手当として出てきたわけでございますから、小さく産んで大きく育てると申します、将来は物価その他を勘案しながら増額していくなければいけません。したがって、老齢福祉年金が当初の発足の趣旨と違つていま生活費の一部になつていくという点を考えますと、やはり発足の当初にある程度の歯止めをしておく方がいいのではないかとこの趣旨かと存じますが、いま申し上げましたように、将来はそういう意味においてひとつ物価その他も十分考慮しながら増額していかなければならぬ、かように考えております。

るわけですから、どのような裕福な家庭にでも当然行くべきものだと考えます。それを受け取った方の側がそれをどのようにお使いになるかは御本人の考えなのであつて、それを自分のところでは必要ないから寄付しますとか返しますとか、いろいろな言い方はあると思えます。それはそれでいいんじゃないでしょうか。それを初めから差別して、区別して、金のある人たちがこんなにあるのにそこへも出すのはおかしいから、この制度の考え方としては、全般でなくて金額としてはこうだとかというの筋が通らない。やはり、御承知のように社会保障国家などでは、たとえ裕福であっても定年退職した人たちに老人年金が行くという、必要ない人にも行っているわけですね。それと同じで、やはり社会保障のたてまえでいけばそうでなければならぬと思つてます。三木総理がえで今年度の予算も組まれたとおっしゃいます。が、社会保障制度を充実する予算の中でこのようないふことが、やはり三木総理のな実態があるということ、おっしゃるだけで実質おっしゃっていることは、おっしゃるだけで実質がないということ、おっしゃるどころへも出てきてしまつて、大変に残念だと思つてます。ですから、そういう意味だつたらそういう考え方はおやめになつていただいて、社会保障のたてまえでなさるんだつたら、それを受け取つたことのためにその家庭が本当の意味で保障されるというふうな形にならなければ意味がないと思つてます。ですから、制度だけあつて一つもサービスがついていかないというものはもうこの辺で切つていただきたい、もう五十年程度になりますから、そういう意味でこの問題もその先をぜひ考えていっていただきたいと強くお願いしたいと思つてます。

たいと思つてます。はい、わかりました。それでは関連でございします。この手当の支給の期日の問題なんぞでございますけれども、ちょっと私も理解ができないのでよく教えていただきたいのですが、これは法律が施行されるのは五十年十月一日でございします。そういうことになっておりますが、手当金の支給を受けるのは同じときじゃないのです。五十一年度の一月一日からというふうになつておるようでございますが、これはなぜそんなに間をあけなければならぬのでしようか。

○参府委員 手続的なことで申し上げます、おっしゃいますように十月一日からこの法律が施行になります、十月までに申請を受け付けまして、そして十月からこの制度が発足するわけでございます。支給の期日につきましては、現行の特例児童扶養手当なりあるいは福祉年金等と同じように年三回に分けて、一月、五月、九月の支給ということにしているわけでございます。したがって、十月から発足いたしました額が、四千円が三ヶ月分が来年度の一月に支給される、こういう仕組みになっているわけでございます。

○金子(み)委員 それは事務的な問題ですね。十月に法律が実施されたんなら、私は該当者はもう首を長くして待つておられると思つてます。ですから、十月一日に法律が通る見込みだとすれば即日手続をあげていいんじゃないかと思つてます。すけれども、そのほかの制度が一月と五月と九月だからそれまで待たせろというの、ちょっと温かい配慮が欠けているんじゃないだろうかと思つてます。

【菅波委員長代理退席、委員長着席】

せめて最初だけ十月に上げて出して、そしてその次からは一月、五月、九月という行き方をしたいだけならば、ああやはり考えていくべきなところだと思つて、ああやはり感じるのですけれども、そういうことは努力していただけないのですか。

○参府委員 この種の制度を始める場合に、い



ているわけですね。ですからその数字でいま申し上げたのですが、その数字のことで、こてこてするのはいさよとあれですから、これはペンディングにいたしておきます。いずれまた伺わせたいたしまして、時間が追われておりますから次の問題に入ります。

いろいろとお話し合いをしてみました、この身体障害といふのは精神障害といふ、障害のある子供さんあるいは大人の方、要するに障害者の問題なんです、この問題が大変立ちおくれになっていて、いまいろいろ先ほどお話し合いを進めてきたところでございますが、そこで伺いたいと思ふことは、こういうようなことはどうも従来、後追ひ後追ひのようになっております。ですから問題は、こういった心身障害者の対策として最も基本的な必要問題といふのは、そういう人々をつくらない、発生させないということに私は問題が一番大きいと思ふます。

一番重要だと思ふのですが、今後そういうふうな発生予防と申しますか、その予防の対策としてどのようなことを考えておられるのかということをおはせひ伺いたいと思ふわけでございます。この発生が、後天的なものでもちろんございませう。身体障害なんかの場合、けがとかんとかそういう後天的なものもございませう、大方のものがいわゆる先天的なものが多くて、そして妊娠、出産の關係からそういう障害児が発生するということが報告されておりますから、そういうようなことも考え合わせまして、一番力を入れなければならぬのは、やはり何と申しましても母性保護対策じゃないかと私は思ふわけですね。政府は、厚生省ではどのようにお考えかは存じませんが、もし政府の方で今後の発生予防の対策として何かほかのことをお考えでいらっしゃるのか、あるいはどのようなにしたいのかとお考えになっていらっしゃるのかを、ひとつ伺わせたいたしたいと思いますわけでございます。

○上村政府委員 いまお話しになりました発生予防、早期発見、早期療育というのが心身障害児対策の一番大前提、基本であるというふうに考えるわけでございます。

そこで一つは、従来からこういった心身障害の発生予防あるいは原因究明について研究費を出して進めてまいったのでございませうけれども、特に四十六年度からこれを一括いたしまして心身障害研究費ということで、発生予防から早期発見、早期治療というふうな面の総合研究というものを実施していただくわけでございませう。お話しになったような連伝に関する研究とか胎児環境の研究とかいうふうなものでございまして、五十年の予算案におきまして、四十九年度の四億五千万円に一度加えて五億五千万円というふうな額に引き上げたわけでございませう。従来の研究でも、代謝異常などに対しては各種のマススクリーニングというふうな面の手技が開発されつつあるわけでございまして、今後研究の成果というものは順次でございまして、行政の推進をしてまいりたいというふうな考え次第でございます。

同時に、御指摘になりましたような妊産婦、乳幼児の健康診査を中心とする母子保健行政につきましましては、従来から引き続いてさらに充実を図ってまいりてございませう。

○金子(み)委員 時間がございませうので詳しく伺えないのですけれども、研究結構だと思ふます。しかしやはり研究には一定の時間がかかるんです。研究というものは結果が出てこないのです。ですから、それは基本的なものとしてございまして、具体的なにはますますにでも手を付けて、そして具体的にいうものは、その発生を予防するというのは、何と申しましても私は母子保健対策だと思ふのです。母子保健対策の中で、私はこの前のときに齋藤厚生大臣にそのお話をした、大臣から非常に積極的な前向きな御答弁をいただいたのですけれども、田中厚生大臣はもつとよくわかっていただけたと思ふますから申し上げますが、いわゆる家庭にいる婦人の健診です。これがいま制度上全然ございませうね。家族の中

で、すべての人はあるのです。ただし主婦だけではありません。主婦及び主婦でなくても仕事についてない家庭にいる婦人、これは健診制度が全然ございませう。ですから、健診をしようと思えば有料でやらなければならぬ非常に金がかかる、時間もかかる、ですからついしくなるというふうなことが原因で、日本の妊産婦死亡率が世界一高い、戦後世界一高いのがずっといまだに続いているというふうなこともございませうし、あるいは周産期死亡が世界一高いとか、そういう問題が一つも手がつけられていない感じがするわけですね。ですから、この際身障者のこともあわせて、主婦のあるいは家庭における婦人の健診制度というのをぜひ実現していただきたいわけですね。

齋藤厚生大臣は、いままで本当になかった、それだけ気がつかなかったような感じであつた、ぜひそれは前向きによい制度をつくっていただきたいと考えるというふうにおっしゃってくださったのですが、もう一年たつてゐるわけなんですね。ですから、これをぜひ母子保健法の一部改正をするなり何なりして——そうむずかしい問題だとは思ひません。健診ですからそんなに金もかかりません。せめて一年に一回、お誕生日には健診をするというふうなものでして、この障害児を未然に防ぐということが考えられると思ひますが、それについての大臣のお考えを聞かせていただきたい。と、少し形は変わりますが、時間の關係であわせて御答弁いただきたいので一つ申し上げますが、今回新設された手当制度は結構だと私は思つてゐるのでございませうけれども、何か手当制度が、先ほどの局長のお話では所得保障のようでもあり、お見舞いのようなものもあり、いろいろな意味合いが含められてゐるというお話でございました。これは別といたしまして、いろいろな問題が起つておつて、生活保護とかあるいは福祉年金とかいろいろなこと、社会保障の立場から保障がされておられます。そこへまた手当制度が入つたことはいいことなんですけれども、何となくばら

ばらの感じがするのですけれども、ですから、やはり所得保障としてはっきり一元的な本格的な年金制度のようなものを確立するということが必要なんじゃないかしらと思ふわけですね。子供の場合ですと話は違ひますが、大人の場合でございませう、やはり親がかりになつてゐる。家族の世話を受けてゐるということがあります。限り、いかに経済的に手当が加えられた、支給されたといつても、独立して生活できるということが一番彼らの希望であり望みであるわけですね。ですから、そのことができれば、やはりいま申し上げたように所得保障として一元的な何か本格的な年金制度が考えられるべきじゃないかと思ひますので、あわせて大臣の御答弁をいただければと思ひます。二つ別々の問題ですけれども。

○田中國務大臣 二問ございまして、母子健診制度でございませうが、齋藤厚生大臣も熱心に前向きにこれを検討するようなお話があつたさうでございませうが、これについて今後ひとつ私いろいろと検討をして、一体どういふふうな把握率になるかというふうなこともいろいろ問題があると思ひますが、現在のように妊産婦健診というだけではなしに、一般的にこれをやるかどうか、できればやつた方が結構だと思ひますが、ひとつ前向きに検討をするようにいたしてみたいと思ひます。

福祉手当、これはさんざん苦心して実はこまでやつと。来たというのが偽らざるところでございまして、したがひまして、こちらになる方から見ればいろいろと性格的に不明瞭であるとか、あるいはまたこの位置づけというもののついて理解がむずかしいというところもあるだろうと思ひます。大体つくつた私が、実は率直に申して、正直に申してそういう憂いを残しながら、しかしやつた方がいんだというところから始めたものでございませうが、今後この制度を進展させる過程においてそういうふうな問題がだんだんと解明されるといふふうなことを思つておられます。ただ、年金制度にせよ、こういうお話でございませうが、独

特な、在宅であつて介護を必要とするという一定の範囲の方々に、別に、何というんでするか、別格の傷病年金というようなかっこうにできるかどうか、これは年金の体系の中でどういふ位置づけするか、またこれが、年金制度は一種の保険理論でやっておりますから、保険理論の中に一体なじむかどうか、こういうことについてはもう少し検討してみなければなるまいと思つております。要は、この制度がこゝで生まれたものですから、私は、まあ急縮ですが、小さく生んで大きく育てるといふ気持ちでがんばるしたわけでございますので、どうぞ御協力を願いたいというふうに思ひます。

○金子(参)委員 このころは大きく生んで大きく育てるんですよ、厚生大臣。小さく生んでというのは昔はそうだったんですけども、このころはそういうことになってないみたいですが、まあそれは別といたしまして、最後に一つだけですが、生むことの話しが生まれたので生むことに関連があるんですが、先ほどお話をしていたんですが、ILOの百二号条約の中の母性給付の問題なんですけれども、時間がありませんから結論だけ申し上げますと、日本の場合の美徳も御存じですから申し上げませんが、これを社会保険の現物給付にできないかどうかということをお願いしているわけなんです。これは日本の場合としてはぜひともやっていた方がいいし、これは国際婦人年でもありますし、いろいろな意味におきましてぜひこの問題の解決をいただければ非常に有効だと考えられますので、ぜひ御検討願いたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○田中(参)大臣 これは予算委員会でもしばしば御質問がございまして、私もいささか勉強したたのでございまして、どうも疾病治療を目的としている日本の保険制度の中で、一応いわゆる疾病ではないと言われている正常分娩について保険の給付にいたすということについては、現行の健康保険制度の中でどう割り切っているかということについては、いまだ踏み切れないでいるというのが

実態でございます。そのほかに、事務当局の話を聞きますと、一体この給付額——いろいろとこれをどういふふうによつていくかということについての技術的な問題もあるということでございますが、いづれにいたしましても、これを今後疾病に準じた扱いで現物給付にしていこうということについてはなお検討を必要とする。どうも私勉強してみますと、ヨーロッパの国々や日本の場合における出産というもののについての考え方が違つていふような気がいたしまして、実は私は産婦人科の医者に、向こうへ留学した人に聞いてみると、確かにそういうことがあるようにございまして、まあこうしたことは日本古来の考え方ではございまして、障壁として乗り越えられないことはございせんが、もう少しこれについては検討をさせていただきますと思ひます。

○金子(参)委員 ありがとうございます。○大野委員長 田中美智子君。○田中(参)委員 非常に大臣のいらっしゃる時間が少ないので、まず大臣にお聞きすることだけまづ三点だけ伺ひまして、あとはほかの方の御返答をいただきたい。できるだけ大臣は簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

まず、福祉手当四千円というこれは今度の内閣の目玉というふうになつて、新しくつくられたという点では、私は金額が少ないということとかいろいろありますが、一応評価いたします。しかし、こうした新しい制度をつくりましたときに、それがだれに該当するかということ、その本人にとっては——第三者にとっては、これはいいものだ、これはだれでも言ひます、私もいいものだ、と評価します。しかし、これが自分に来るか来ないかというところの人にとっては切実な問題なわけなんです。それで障害福祉年金をいままでいただいている方と特別児童扶養手当の受給者ですね、この人数が、厚生省で伺ひまして四十七万人いるというわけなんです。そうすると、当然私たちの常識として、この四十七万人に福祉手当が支

給されるんだと、まあ私も思ひますし、この四十七万人の本人はそう思うのですね。しかし、実際には二十九万八千人、約三十万人ということになりまして、十七万人がはじかれるわけですね。そうすると、人間には心がありますので、この十七万人の人にとっては、世間が目玉だと、これはいい新設だ、金額は少ななくても一応いいことだと評価していても、この十七万人のはじかれた人たちはどうなんかに心が傷つくかということもやはり考えていただく、これは大きなことだと思ひます。どういふ基準でもって具体的にこの福祉手当の対象外にこの十七万人がなつたのかということをお答え願ひたい。

○田中(参)大臣 この福祉手当、これをつくることにすいぶん苦心したのは実はここにあつたわけでありまして、それでどういふ方々を対象にするか、まあ厚生大臣としてはできるだけ範囲の広い人を救ひたい、こういうふうには思ひました。しかし、発足がつまり常時介護を必要とする人に何がしかのものを差上げたという発想点でございまして、そこで身障一級は、いろいろ表を見てもみまると、大体これについては間違ひなしに該当するといふふうに私は思ひましたから、まず第一に入れました。二級ということになりますと、あの表の中には常時介護を要するといふふうには思ひませんが、若干あるものですか、そこで一級で切つてしまふか、二級全部入れるか、それと二級のうち常時介護と推定されるものをに入れるか、すいぶんいろいろ議論をいたしました。一級だけでやろうかというお話が一時出たことございまして、これじゃかわいそうだということと二級を入れる、しかしその中ではやはり常時介護を必要とするといふものを上げてやうかというところで、ややどもわかりにくくなつてしまつたといふのが経緯でございまして、経緯はさうございまして、いまの範囲でもって今後やはり常時介護を必要とするといふような程度のものであるとするならば、これは今後努力して入れて

いかなければならないというのが基本姿勢だといふふうに思ひます。

○田中(参)委員 いまのお言葉の中に、わかりにくくなつたと大臣みずからおっしゃつていらっしゃるわけですが、本人にとつては非常にわかりにくいし、またその介護者にとつても非常にわかりにくいわけですね。先ほどの金子さんの質問の中でも、四千円という金は何のために出すのかという目的が非常にあいまいだといふ。結局、先ほどの質問を聞いておりました、見舞い金だといふふうな形になつてまいりますと、隣の人は見舞い金をもらつても自分の方にはもらえないのだといふような感情が出てきますし、わかりにくいところがある。——いまは機械もあります。たとえば電動車いすのようなものがありますね。義足もありまね。義足は、補装具として支給されます。しかし、電動車いすのようなものは、これはまだ補装具として政府は認めていないわけですね。そうすると、金のある者は、電動車いすを使ふことができるという人が出てくるわけですね。この人は四千円のお金をもらえる。しかし、その人よりも実際にはもっと動けないけれども、その人よりも金がないために車いすもないし何もなしという人は、実際には状態としては悪いんだけど、お金はもらえないのだといふふうなものが出てくるわけなんです。ですから、大臣みずからおっしゃる通りに、わかりにくいものををつくるということ、つくつたのが悪いんじゃないですよ、つくり方をわかりにくくするということとはどんなに人の心を傷つけるかということ、私はいまの日本の政治のやり方、特に厚生省の政治のやり方——福祉というの、一番大事なものは、人間は人形ではないのです。人形の手がもげたからこの手をつくつてやろうと、こういうものではないのです。心があるわけですよ。福祉といふのは、やはり一番人間の心に触れた政策をしなければならぬと思ひます。だから、四千円のこと、いい福祉手当という目玉をつくつたのだ、だからいい

これは、社会保障制度審議会の答申の中にも「支給対象の範囲及び制度の運用については、公正を失しないよう、とくに慎重な配慮が望まれる。」

○田中国務大臣　やはり、この制度というものは常時介護を必要とする者というのが基準でございますので、したがって、本来なら常時介護を必要とする者の別表というものがあればもうこれで簡単なんです、が、どうも、いままでの身障の表を使っているものですから、したがってある者は選択され、ある者は選択されないということになっ

○田中(美)委員　くどいようですが、常時介護を要する者という物の考え方自体がわけのわからないものなんでしょう。電動いすに乗れば常時介護は要らなくなるかもしれないし、いろいろな機械が発達してくればそうなってくるわけですから、それは買えない者はどうなってくるのかというふうになつてくると、常時介護を要する者なんというふうな言い方自体が、もうわけのわからない、大臣自身がわけのわからないと言っているし、やっすいんですから、わからないんですけれども、やはり、二級というものを定めている以上、二級は全部とこうやれば、ある程度、それでも二級に漏れる人たちはあります、しかし、それは相当近いものになつていくというふうに思います。しかしこれは時間がありませんので、次に参ります。

その次は児童手当の問題ですけれども、私は、

非常に今度の児童手当に対する大きな不満を持つわけです。というのは、昨年児童手当の問題で質問をいたしましたときに、他党の議員の質問の中にも、そしてまた私自身の質問に対しても、そのときの厚生大臣がこういうふうに答えているわけなんです。五十年以降に本格的に改革を図っていくのと、こう言っているわけですね。そして児童手当

去年は人口年だったわけですね。私は、あの宣言というものをすべて認めるというわけではございませんが、去年の人口年の大会で採択された中

に、子供は二人までというふうなことを言つてゐるわけですね。現実には三子供は二人というのはいふまでいい。標準になつてきて、むしろ一・幾らというふうになつてきてゐるわけですね。それなのに、三子といふのは、いない者に金をやるといふふうな、そういう発想に感ずるわけです。ないものに金をやる、それでやつてゐる。だから世界のILOの百二号条約を批准する中には、恥ずかしくて家族給付は入れられないわけですよ。いない者に金をやる。そして、いない者にわずか千円ふやしてやつたから、児童手当をこれで五十年度は飛躍的に改革した、こんなことが言えるのでしょうか。その点、大臣からお答え願ひたいと思います。

○田中國務大臣　私は、今度の児童手当の改正というものは飛躍的に改正を見たものだといふふうには思いませんし、そのようなことは言っておりません。そこで児童手当制度でござりますが、これについては、私は必要を認めないわけではございませんが、他の社会保障施策との間で、いろいろと限られた財源で、どこを伸ばしていくかということになりますと、率直に言うて、どれもこれもやれば結構でございますが、やはり他のものの方のニードが強かろうということで、これにつ

○田中(美)委員　そうすると、田中大臣は、これ

は飛躍的ではもちろんない。非常に恥ずかしいとお思ひになつていらつしやるわけですね。そうしか考えられません。といひますのは、世界の国を見ましても、五十力カ国が一子から出しているのですよ。日本は世界から世界の経済大国と言われている国ですよ。あれもこれもとそれはたくさんあります。しかし世界五十力カ国の国が子供に對して第一子から児童手当を出しているにもかかわらず、日本は三子から、それもほとんど三子というのはいない。いないというのはオーバーな言ひ方ですけれども、非常に少ない。それに千円足しているということとは、これは物価上昇の中で何の改善にもなっていないといふことです。子供を大切にしない国というのは絶対発展しないし、子供を大事にしない政府というのは国民から見放されると私は思っています、これは私の政治家としての物の考え方ですけれども。

それで、ILOの基準が出ております。これは必ずしも、世界各国の児童手当の制度と日本の制度とは違いますので、単純に比較することはできませんけれども、ILOの基準でいきますと、一休幾らくらいになりますか。それ、ちょっとお答え願います。簡単に言ってください。

○上村政府委員 四十八年度ベースでやらしていただきますと、ILOの基準でまいますと、私どもの試算では約三千四百三十億ぐらゐ——ILOの基準が、先ほどもお答え申し上げましたように、不熟練労働者の賃金に一・五割を掛けて、それにすべての居住者の子供の総数を掛けるという形になっておりますから、ILOと比較します場合には、給付の総額の基準と比較せざるを得ない、そういうふうなことでございします。

○田中(義)委員 そうしますと、いま十万円というのは非常に安い賃金ですが、計算しやすくやりますと、十万円、これに一・五割掛けますね。そうすると千五百円になりますね。これに対して子供の総数を掛けていくわけですね。ですから、大日本の子供手当というものは、これは朝日新聞に出ていたわけですが、大体世界の半分にも満たない、こういうふうな言っていますし、厚生省の方に伺いましたも、大体世界の三分の一か四分の一じゃないか、こういうふうな言われているわけですね。そういう意味で、ことしの児童手当の上がり方は、いままでは年齢が三カ年計画で上がってきたね、これは義務教育まで上がってきた。これを高校までという話がありますけれども、三子にしている限りは高校まで年を上げていっても、三人一緒にあれるということはないわけですからね。上へ上がっていくとそうでもないです。事実これ以上年齢を上げても対象者はほとんどゼロに近いことですね。結局、一子から、二子から渡さなければ改善には全くならない。いままでは多少とも改善してきたけれども、残念ながら三木内閣、田中厚生大臣のときになって児童手当はストップしたという結果になったということが非常に明らかになったと思えます。

これで私の質問時間はあと二分しかございませんので、一言大臣に、二分開お聞きしたいと思えます。

きのうの読売新聞をこらんにになりましたでしょうか。これは田中厚生大臣の個人にかかわる問題

で、日本歯科医師政治連盟からマル秘文書が流れたときに田中厚生大臣が五十万円の金をもらっていったという記事が読売新聞に出ていたわけですね。これは私は非常にびっくりしたわけですね。と申しますのは、少なくとも閣僚の中で田中厚生大臣は少しはグリーンに近い人ではないかという——田中角榮さんは歴史上最高の人ではたけれども、厚生大臣に対してはこういう感じを幾らか、非常に主観的ですが、私も持っているわけですね。それで私は非常にびっくりしたわけなんです。そして、これにこういうことが書いてあります。「差額徴収の秘密文書を流すなど中野執行部が脱税の世論づくりに動いていた時期であり「極めて重大な献金」とする見方が強まっている」というようなことが書いてあるわけですね。これは一流新聞の一つのニュースだけですので、私はまだ何にも調べてはおりません。しかし、昨年の自民党の田中内閣があのように没落したというのは、こうした金脈に関する政治家の政治姿勢というものであるような結果を招いたわけですね。ですから、与党を問わず野党を問わず、政治家のこうした政治的な動き、政治献金の問題、私生活の問題、すべてに對して国民から大きな不信感を持たれているという事は事実だと思ふんですね。いまこそ私たち、政治家全体は正しい姿勢を持って、国民に對してこうした疑惑を招くことをするということはしてはならないのではないかと思うのです。これに對して田中厚生大臣はどのようにお考えになりますか、お答え願いたいと思ひます。

○田中(義)委員 これについては、昨日も参議院予算委員会でお話いたしました。当時私、先見の明がないと言え、厚生大臣に後日なるとは思っておりませんでした。また、厚生大臣時代ではございせん、国会の文教委員長時代だったというふうな記憶をしておりますが、五十万円の献金といいますが、率直に言う、暮れのお見舞いだと思ひますが、いただきまして、したがって私、これを正直に政治資金規制法によつて届け出をしておいたわけでありました。当時、ま

た事実このような差額徴収問題というのは実は私も国会でも全然気づかなかつたわけですね、ごく最近でございまして、このような団体であるというふうなことに對しては認識は全然ございませんでした。それから社会労働委員会に所屬をしておいたわけでもございせん、職務に關連するといふわけでもございせん、これをお受けし、届け出ていたわけではございせん。今日厚生大臣になって、あのような歯科医師会の問題が出てくる、これをオーバーラップして考えると、う御批判が出るだろうと思ひますが、当時の心境としては、そういうものを一切合財もういただかないのだ、こういうことなら別でございしますが、そういう時代でございしますので、またそういう身分でございしますので、私としては余り抵抗を感じないでその当時受けておいたわけではございせん。したがって、また届け出を正直にやっておいたわけではございせん、今日時点でこれをオーバーラップして考えると、いろいろな御批判が出てくるだろうと思ひます。しかし、いま歯科医師会がああいう問題を起してありますし、ああいふことになりましますと、やはりこういう体質をやらんでおる団体からは今後はお受けしてはまいすいのではないかと、いふふうに思ひます。私のただいまの心境でございします。

○田中(義)委員 そういう団体からと言ひましても、結局どういふ団体かといふことをすべての団体を見きわめる先見の明といふことは、個人の人間としてはできないことです。ですから、やはりそういう団体から献金を受けるということが結局——大臣はいま偶然の一致のようにつけて考えられたので、ひどい目に遭つたといふふうにおっしゃいますけれども、やはりそういう団体からもらふといふことがいふことになるわけですね。それで、まさか厚生大臣になると思ひませんでしたといふふうな言ひ方ですけれども、これは非常におかしいのでありまして、もし民主連合政府ができましたら、まさか厚生大臣になると私はいま思ひません。しかし、これはわかつ

ないことです。政治家である以上、どうなるかわからないことです。大臣にならうとなるまいと、総理大臣にならうとなるまいと、政治家になつた以上は、国民からの期待を得て、国の政治をどうやっていこうかといふときに、どの人よりも清潔であり、どの人よりも私生活をきちんとしなければならぬ、大臣になるとかならないかといふ問題でなくて、しなければならぬことだと思ひます。その点で、今後とも十分にお氣をつけてくださいますように御忠告いたしますし、また抗議をして質問を終わりたいと思ひます。

○大野委員長 岡本富夫君。

○岡本委員 大臣の時間が非常に短うございしますので、要点だけまず御質問します。

そこで、田中厚生大臣は非常に福祉問題あるいはまた厚生問題については自民党の中でもベテランである、こういうふうに私承っておりますし、またそういう自負があつたと思ひます。そこで厚生大臣になつたのではないかと思ひますが、私は最初に児童手当につきまして、ことしはこれで第三子の四千円を五千円ですか、これはもう変えろと言つたてなかなか変えないと思ひますが、来年あたりから、やはり二子あるいは一子、こういうふうに漸次改正していくというお考えはございしますか。

○田中(義)委員 いま田中美智子さんからいろいろと御質問がございましたが、答弁の機会がございませんでしたので、まとめて御答弁するやうな気持ちで申し上げたいと思ひます。

児童手当制度、これは私は、社会保障制度としてはヨーロッパの国々で発達した制度でございしますが、日本においてはこの制度が全く必要ではないと考へませんが、しやばり日本の風土においては、この制度が社会保障制度の中で一体どういうランクを占めるであらうかといふことについては、いささか意見があるわけではございまして、ヨーロッパの国々のようないわゆる能率給主義、能力給主義の国、わが国のような年功序列型でないやうな賃金体系の中にある国々において、勤勞

者が、子供が大きくなって、子供が育ち盛りに必ずしも給与がふえないという、そういうことをカバーするたけにできた制度であるというふうに聞いているわけでありまして、日本のような年功序列型賃金であり、しかも家族手当などという制度を、世界で独特なものを持っていて、わが国において、この制度が一体わが国の社会保障制度の中で非常に優先度が高いものかというところを考えてみますると、私は、この制度を否定はいたしませんけれども、まあ財政的余裕があるならば、他の制度について充実をいたさなければならぬというところで、ことしもういぶん無理をしないというところで、社会保障予算をふやしてもいいと思いますが、他のニードが高いものから、不本意ではございますが、今日皆さんに御相談をしている程度の改善にとどまったということでございます。

○岡本委員 今日のこととはわかりましたから……。そこで、前齋藤厚生大臣あるいは故齋藤厚生大臣、この方々から見ると、どうもあなたは児童手当については抵抗がある、こういうふうな感じにならない。感情問題ではないと思えますけれども、どうもこの児童手当をやるよりはほかのものをやった方がいい。私はほかの方をやった方がいいと言いませんけれども、せつかくあなたの先輩の厚生大臣が、私さよう一つずつを積み上げませんけれども、何としてもやはり次代を背負うところの子供たち、このために児童手当をやった、ことはこうだったけれども来年からずっとこうやっていく、もっと前向きな答弁があったように思ふのです。したがって、あなたになつてから、どうもそこでストップしているかダウンしているか、まことにその点について私はけしからぬと言わざるを得ない。

そこで、あなた、この方向づけというものは、いつまでも厚生大臣やっているのじゃないのですから、ずっと進んできたこの児童手当をあなたのところでちゃんとダウンしてしまつたのでは話にならない。世界に悪名を残すことになると思ふのです。ですから、次のときはもう少し前向きに検討をし、少なくとも二子ぐらからは何とかして、こういう決心をひとつここで固めていただきたいと思ふのですが、いかがですか。簡単に……。

○田中閣僚大臣 両齋藤元大臣と一緒に私の児童手当制度を、彼らよりも私の方が当時立て役者だったと実は思っているわけでございますが、これをやりつつそういう疑問を持っておいたわけがあります。そこで、財源に余裕がございすれば別でございますが、私としては、今日の社会情勢を見るときに、決して今後この制度を進展させないなどという事は申しませんが、よくひとついろいろな社会保障制度の中でバランスを見、国民のニードをよく確かめた上で検討すべきものであるというふうに思ふので、いまここで二子にこれを拡大するという点については、残念ながら御答弁をいたす用意がございません。

○岡本委員 前厚生大臣のときも、齋藤厚生大臣のときも、あなたは要するに自民党の厚生部会にいたわけですね。そういうことになると、先ほどの話をせんならぬふうになります。まあ献金の話はきょうはやめておきましょう。

そこで、こういった児童手当あるいは児童福祉手当、あるいは国民年金、こういう問題は全部、支給対象、その事務を行うのは市町村なんです。そこで市町村で非常に困っている問題は事務費なんです。たとえば私が調査しました兵庫県の西宮市では、児童手当支払い件数が一万四千六百三十三件、国から交付された事務費は三百八十八万四千三百五十四円、実際にかかった事務費は六百二十三万八千三百三十二円、したがって市の持ち出しが三百五十九万、あとの細かいのは割りますけれども、そういうふうには約五〇％の市の持ち出しがあるわけですね。これについては地方財政法の第十条の中に、国は進んでこの事務費を負担しなければならぬ、こういうふうにありますけれども、これは余り進んでないように思ふのです。これは厚生大臣、この前、故齋藤厚生大臣のときにも、地方自治体はいま非常に赤字だ、超過負担だ、こう言っ

て、それは給料が上がったからとかいろいろなことを言っていますけれども、一つ一つ調べていくと、こういった相当な負担があるわけですよ。これについてどういうふうにお考えになりますか。

○上村政府委員 児童手当の事務費でございますが、いまの話で地方負担がかり過ぎているのじゃないかという御指摘があったわけでございますが、私はどうもその点については納得いたしかねるわけでございます。

児童手当の仕事を市町村でやりますのは、一つは認定の仕事と支払いの仕事等でございます。こう申してはなんでございませうけれども、この児童手当制度の発足が非常に遅かったということもございまして、そのころから問題になっておりまして、超過負担について、そういうことのないような配慮をしながら事務費の予算を組んでまいりましたので、私も現在のその児童手当の市町村に対する事務費の支給額というのは、大体その市町村の経費をカバーするだけの額は出してあるのじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

ちなみに、その予算額を申し上げても、発足当時八億であったものが、五十年度は二十六億八千万円というふうな、二十七億近い金にまで伸びてきておるわけでございます。ただ、今後もし引き続いてこの改善をする努力を惜しむつもりは毛頭ございません。

○岡本委員 そういふようにあなたは、事務費は十分交付している、足らぬのが不思議だというふうな言い方しますよ。ところが、私は現実には各市を一つ一つ全部調べたのだ。しかし、この第十条の一項ですか、これは「国がその全部又は一部を負担する法令に基いて実施しなければならぬ事務に要する経費」です。だからここには全部ということはありますけれども、あとは一部と逃げておられます。

あなたがそう言うのであれば、次の地方財政法の十条の四、この中には国民年金の事務費も入っているのです。この国民年金の事務費は全部厚生

省が、要するに国が負担しなければならなくなっている。ところが西宮を調べますと、これもぼく、行って調べてきたのですが、まあたくさん言っている時間がないから、七九・二七％しか国の方は事務費を見ていない。これは聞いたところですが、長野市におきましてはこの委託事務費だけしか仕事しない、こういうふうに言っておりますけれども、そんなことで本当の国民年金関係の仕事もできない。これを見ますと、これは厚生省明らかに地方財政法違反じゃないですか。いかがですか。

○上村政府委員 いま私お答え申し上げましたのは児童手当の事務費について申し上げたわけでございます。国民年金なり国保の事務費につきましては、厚生、大蔵、自治の三省の合同調査に基づきましてその超過負担の是正について二年計画でやるということでございます。

○岡本委員 大臣がおる間に、いまこれは国民年金の方を取り上げたわけですが、児童手当の事務費もさうですよ。国が進んでこれを負担しなければならぬというけれども、約五〇％市が負担している。しかも国民年金については七九・二七％しか出してない。これから三年間かかってこの国民年金の事務費を何とかする、こう言いますけれども、これから三年間は地方財政法に違反をしておりまして、こういうこと上になるのです、翻って逆に言えば。

とにかくいま地方財政が非常に緊迫しまして、たとえばこの間学校給食費千五百円を二千五百円にするというので大騒ぎがあったのは芦屋市なんです。地方自治体で少し負担しようということにおさまったのですけれども、それを今度は市会で否決してしまつたので、いま市長やめや言うて寝ております。これは保守系の市長ですよ。

話がほかについてしまいましたけれども、児童手当はやはりそういう面、地方団体はこんなに食費も持てるではないかというふうな説得できるような、話がまた横へいちゃいました。児童

手当の事務費あるはたきさんの事務費が厚生省から行つておるわけだ。それを一つ一つ調べていくと全部赤字になつておる。これについての財政措置を——これは大臣、事務当局じやだめなんですよ。これから三年間まだ違反してありますというの——ほかのものが違反したらすぐつかまりますよ。厚生省が違反したんじや何でもないということじや話にならぬ。これについてはっきりした答弁をもらいたい。

○田中(美)委員 この種の事務の執行に要する事務費でございますが、これは長い間実はいろいろと論争があつたわけでありまして、ことに年金あるいは国民健康保険等々についてはいろいろ議論があります。私もかつて議員時代にこれに熱意を燃やしてやつたわけでございますが、その節の経験によりまして、どうも基準のとり方について、地方公共団体と国との間にやや意見の食い違いがあるという問題もありまして、果たして何%になつていくという数字の信憑性についていろいろと一致を見ないところでございますが、しかし、それはそれといたしまして、この事務費については法律の定めるように支給をしなければならぬということが、これはもう間違いない大前提でございますので、今後国民年金等については三省調査によつて二年計画でこれを解消するということだそうでございますから、他のものについてもできるだけ実勢的な事務費を交付するように今後努力をいたしたい。この点ははっきり私はそうしなければならぬと思つております。

○岡本委員 最後にもう一つ。生活保護法の適用を受けている人たちは、せっかく親御さんが自分の亡き後この子供たちのためにとつたわけだ。こつ積み立てた年金ですね、たとえば心身障害者扶養共済制度ですか、こういうような掛けてきた年金は、生活保護を受けているともならない。こういうことで、これは兵庫県の知事さんにも聞いてみたのですけれども、この改善を何とかひとつ厚生省でできないものだろうか。やはり感情的に、せっかく掛けてきたものだし、それをもわずかな

ものなんですよ。この点についてひとつ大臣に承つておきたいと思つたのです。

○竊政府委員 生活保護におきまして受給者のいわゆる収入認定の問題でございますが、ただいま御指摘がございましたのは具体的な問題についてでございます。したがつて私から御答弁申し上げるわけでございますけれども、生活保護上見舞い金であるとかあるいはその他必要のあるものについては個々に収入認定から除外をするような措置をとつております。また、加算に必要なものについては加算制度をもつてプラスするようにしていただくわけでございますが、ただいま御指摘のございました、いわゆる御両親が亡くなった後の年金、これを生活保護を受けておられる人について収入認定しているかどうか、この具体的な問題についてはちょっと調べさせていただきます。後刻また御返事申し上げます。

ただ、概して言えますことは、保護家庭の自立あるいは生業のために必要なものにつきましては、できるだけそれを認めていくという具体的な方法で対処しているということを示し上げておきたいと思つた。

○岡本委員 それは後で聞かしてまいりましょう。もう一つ調べてもらいたいことは、大臣おられたので何もかも言つて悪いのですけれども、それでないとなつた出てきた値打ちもないし……。

国の方で老人保障、要するに医療の無料化、七十歳以上、こういうふうな決めております。それを国保でやるのは、各地方自治体ですよ。ところが、その要した費用を国から出さない。そのために地方自治体の財源というものが非常にそこで食われておる、こういう問題があるのです。きょう、いま数字を出して私は言いませんけれども、これもひとつあなたの方で調査して——国で決めた制度に地方自治体に全部持たしてしまふというやうなことは、全部が全部持たしてしまふけれども、相当赤字になつておる。これが国保の大きな赤字になつた原因になつておる。地方自治体

はそれに上乗せして、六十五歳以上と、こうしてあります。それを引いてみたのです。あなたはそう言うけれども、六十五歳以上にしたから赤字になつたんじゃないと言つて、六十五から六十九歳、これがこれだけかかつておるのです。ところが七十歳以上のものは、これは国の方から少ししか来ない。こういうことで非常に国保の赤字が出ておる。したがつて、これはひとつ検討して、ちゃんと払うべきものは国から払う。何か先ほど聞くと、地方自治体を非常に疑っているやうな感じがするわけですね。もう少しやはり信用して、これは国の仕事もおるわけですから、児童手当もあるいは児童扶養手当も——今度また児童扶養手当もやはり地方自治体によつてもらうわけでしょう。ですから、ひとつと信頼をしてやらなければならぬ、私はそう思つた。それについて検討するということだけをもう一遍大臣からはっきりしてもらいたいと思つた。

○田中(美)委員 いまの御質問、聞いておるうちにだんだん問題がわかりました。つまり、老人医療について、国の制度のほかに単独事業で、たとえば年齢を下げたとかいふやうな節に、これをどう扱うかという通牒問題とは違ふのですか。

○岡本委員 違ふ。それはちゃんと引いて、国の制度の七十歳以上のものでも国保で相当地方自治体が負担しなければならぬのです。

○田中(美)委員 七十歳以上の方々についての老人医療給付費を、国が負担すべきものを負担しないというところでございませうか。それなら、そういうことではないはずでございますが、実は過日これについて金が足りなくなりましたものですか、かなりの予備費支出をこの間閣議に請求をいたしましたして予備費支出をいたしましたので、まあ大体私は、法定の三分の二についてはこれは義務費でありますのでこちらから、多少おくれおるかもしれないけれども、給付はいたすことは間違ひがございませぬ。

○岡本委員 それでは期待して待つております。では委員長、これで時間ですからやめます。

○大野委員長 次に、田中美智子君。  
〔委員長退席、竹内(繁)委員長代理着席〕

○田中(美)委員 先ほどは非常にはしりましたのでもう一度お聞きしたいと思つたのですけれども、時間が少ないので簡潔にお答え願ひしたいと思います。

昨年のこの児童手当の質問のときにこういうことがあつたわけですね。一番最初の三千円を決めたときに子供の養育費というのは大体どれだけかかるかという、大体六千五百円でしたか、それでその約半分をめぐにするという形で三千円が出たというふうにお答えをいただいたわけですね。その後千円またふやしたわけですね。それで、それはどうしてだ、子供の養育費はどうなつておるんだ、こういうふうな聞き方をしたら、その調査はいまやつておる、目下調査をしておるから、その調査の結果、集計が出ましたの晩においていろいろな角度から検討もするといふやうなことを言われておるわけですね。これは竊政府委員がお答えになつた。それで、どのような検討をなさつたのか。それから、子供の養育費というのは、三千円のとて、六千五百円と言つたときから、いまは一体集計の結果どうなつたのか、幾らなのか、お答え願ひたい。

○上村政府委員 昨年の四月のこの委員会におきます審議の経過、私承知いたしております。

それで、児童養育費の実態でございますが、四十二年と四十八年に実施いたしました。四十二年では、児童一人当たりの養育費というのが六千五百四十七円でございます。四十八年では、集計ができて申しわけなかったわけでございますが、一万三千四百九十三円、約一万三千五百円という数字になつたわけでございます。そこで、児童手当制度が充足をいたしましたときに手当月額が三千円と決められたわけでございますが、そのときに三千円と決められましたのは、一つは児童手当審議会が当時あつたわけでございますが、その答申

で三千円とされたということ、当時の他の社会保障給付の水準なんかをみてみまして、そこで決めたわけではございまして、児童養育費の二分の一でなければならぬという考え方には必ずしも基づいてないんじゃないかというふうに思うわけではございませう。もちろん、いま申し上げた児童手当審議会が三千円という答申を昭和四十五年に出されまして、児童手当審議会の前身で児童手当懇談会というのがあったわけではございませう、それが昭和四十三年度の報告で、四十二年の養育費を参考にして月額三千円にした、それが一つのめどであったというふうな記録もございませう。しかしながら、四十五年に児童養育費、これはその当時調べたわけではございませうけれども、家計消費支出の伸びから推計いたしました、四十五年の児童養育費は一人当たり約九千四百円になるわけではございまして、そのときに児童手当として三千円を考えたということは、特に三分の一というふうにこだわったつもりはございませうけれども、四十五年の児童養育費を推定した九千円と手当を比べると約三分の一くらいになっておりますので、必ずしも児童養育費の二分の一ということではなかったんじゃないか。それで、さらに児童手当制度が発足する直前の昭和四十六年の児童養育費を同じように家計消費支出の伸びで伸ばしてみますと一万円くらいになるわけではございませう、その当時まだ三千円であった。それから四十九年度は、先ほど御指摘になりましたように、それまでの三千円の額を実質的に維持しただけにとどまったわけではございませう。五十年度は一体どうするかということで、先ほど大臣も申し上げましたように、飛躍的な改善はされなかったわけではございませう、児童養育費の何分の一という考え方はなくて、消費者物価の伸びを考慮しまして、四十九年度の手当月額が四千円ではございませう、その実質価値を維持するということだけに着目をして五千円というふうに定めたわけではございませう。

○田中(美)委員 そうすると、去年お答えになっ

たことに對しては、検討する検討するというのはただ言葉だけであったということ、いま必ずしも半分ではないと、こういうふうに言いますけれども、これは四月十一日の社会労働委員会での議決が私に答えたのは、「これはお示しになりましたように六千四百円がしてございませう。」「養育費が「これは大体所得六万円以下の家庭におきまして児童養育費、これは昭和四十二年の養育費だ。」「いまお示しがありましたように、それのおおむね半分ということで発足したわけではございませうけれども、」と、こういうふうにきちんと言っているわけですね。そのときそのときにいろいろと答えが変わっていく、人がかわれば変わる。それは政府がかわるって同じ自民党じゃないですか。われわれと席がかわったわけじゃないのですから。そのときそのとき、それも五年も十年も前に言ったことが変わったというのならば、見解が変わりましたので、こういうふうに三分の一にいたしましたとか、五分の一にいたしましたとか、こういうのならないですけれども、去年は三分の一で決めたんだ、それで発足したんだと言っているながら、そうしながら、いまになってはそうではないんだというふうな、そういう無責任な態度だから、ことしの児童手当というものが、飛躍的な改善はできなかったというふうな言葉の使い方であって、全く改善はできなかったんだ、そういうことじゃないですか。もしそのままでいたら、物価は上がっているのですから、実質的には改善になるわけですね。ですから、辛うじて物価の上がつた分より少し足りない程度に千円を補足したにすぎない。全く改善はできませんでしと、いろいろ検討いたしました、どうしようもありませんという、そういう返答でなければならぬというふうに思っています。こういう結果だったことを繰り返します、これは先ほどの質問で同じ度、時間が足りませんので、はしょったので、ちょっと伺ったわけでは

それから、先ほどやはり半分しか聞いておりま

せんので……。ILOの基準でいきますと、これはILO百二号を批准する国が言っているわけですね、しかし、この中に家族給付は入っていないし、先ほど母体の問題、母性給付も入っていないという点も出ておりますけれども、これにいきますと、総額が三千二百四十一億円というふうになりさう言われたんじゃないでしょうか。それでよろしいですか。

○上村政府委員 三千四百三十六億と申し上げました、四十八年ベースとして。

○田中(美)委員 そうすると、五十年度はどうなりますか。日本の場合です。

○上村政府委員 五十年年度の給付費総額が約千五百億円。

○田中(美)委員 それは公務員入っていますね。

○上村政府委員 公務員入れた数字でございませう。

○田中(美)委員 公務員入りまして千五百億ですね。

○上村政府委員 はい。

○田中(美)委員 そうすると、日本の場合はずいぶん少ない。そうしてこれは五十年度ですね。この三千四百三十六億というのは四十八年度です。これはもっと多くなるわけですね。いかに日本に児童手当が少ないかということ。山下さん、そんなに少ないのです。御存じですか。こんなに低いということは、日本の国がいかに子供を大事にしているか。婦人の子供が政治の中から取り残されているということは数字で実に鮮やかです。これは残念ながら、これは国際婦人年の国はこういうふうになっているというところを言ふときに、やはり中心は社会保障、いろいろなことが話されますけれども、その中では婦人の子供のことが中心に話されるわけですね。そのときに、世界の経済大国と言われている日本では残念ながら母親に対する、婦人に対する保護が非常に低い。妊産婦の死亡率は世界最高である。これはWHOの中で最高である。その上に児童手当、子

供に對しては国はこのようなものであるというふうな話をしなければならぬということとは非常に残念なことだと思ひます。

この点をよくお含みおきいただきまして、地球上には日本だけがあるのではないのです。世界の人類が知恵を寄せ集めながら人類の幸せという方向に力をつけているときに、経済大国であるという日本がどんなに他の社会保障、他のものと見合っているか、いろいろな理由がなくなるから、これはできませんという理由にはならないと思うのです。子供の問題がこんなにおくれている。そうして防衛費だけは自衛隊始まって以来最高の防衛費が組まれるなんということがありまして、ますます日本の国というものは子供を大事にしているというところが今度のことで非常にきりきりしているのではないかと思ひます。そういう点でぜひこれを引き上げていただきたい。二子なり、一子なりに拡大するということ、金額を大幅に引き上げていくことをしていただきたいと思ひます。

そしていま言われました四十八年度で子供の養育費が一万三千四百九十三円というふうにお答えいただいたわけでも、これは四十八年度です。四十八年からあの物価狂乱が始まったわけですから、ですから、いまだ計算してみますと、一体今年度で計算しますと、これも五千円になるのは十月からでしょう、十月の時点の子供の養育費というので計算してみますと、推計しますと、これはとても一万三千円どころか、一万五千円、一万六千円という金額になるわけですね。その半分なんていると、どんなに少なくても八千四百円という金額になるのを一人に出さなければ、これは政府の言う理屈から言ってもおかしいわけですね。ILO条約からはそれでもぐっかしというところが明らかにしたのではないかしというふうに思ひます。その点について今後どういうふうに御努力をなさるのか、山下さんにお答え願ひたいと思ひます。

妊産婦の死亡率は欧米諸國に比べますと二倍くらいであります。乳兒の死亡率は世界で一番よろしくございます。決して子供をないがしろにしている國ではございませんで、きわめて大切にしている國だといふうにお考えいただきたいわけでございます。

それから児童手当は、私も率直に、ILOの基準に照らしましても四分の一くらいでございまして、十分なものとは申しません。ただ、いろいろな児童福祉策を講じておりますので、わが国が経済大国として子供の問題をないがしろにしているというふうには責任者としてはとうてい申し上げるわけにまいりませんと思います。

そこへ一つは、手当の額を養育費の増、ことに物価の増に見合つてどうするかというお話があったわけでございますが、先ほど来申し上げましたように、五十年度としては四十九年度における物価上昇率をそのまま使つて二二％になるわけでございますが、約一千円、したがつて五千円にしたというところでございます。

今後この手当の額をどうするか、私は必ずしも養育費の二分の一でなければならぬというふうには思いません。むしろ逆に二分の一くらいが限度じゃないかというふうに思うわけでございますが、引き上げには努力したいと考えております。

それから二子の拡大の問題、結局率直に申し上げまして、金額を少々上げましてもILOにはとうてい到達できるあれはございません。ILOとの関連で考えれば、対象範囲の問題ということは出てござるを得ない問題だと思っておりますけれども、二子拡大については、先ほども申し上げますように、金額が四倍になってくるということで、昨年兒童福祉審議会でもいろいろ御検討いただいたのでございますけれども、対象範囲の拡大はひとつ当然の方向であろうけれども、その場合にその財源負担をどうするかという問題と、

それから、先ほども大臣がお答え申し上げましたように、児童手当が発足した欧米諸国と日本の場合には、相当条件が違う点も考えなくちゃならない。それから同時に、他の社会保障給付、それから日本の賃金構造等を考へて、それから日本の児童手当を将来どう持っていくか、こしばらく考へさせていただきますと、直ちに二子ということにまでは容易に踏み切れないというふうに考へる次第でございます。

○田中(中)委員 よくそちらで、お言葉を返すようですがというお言葉をお使いになるので、私もちょっと使わせていただきます。いま乳児は、死亡率は非常に少ないと言われましたけれども、これは数字の上でありまして、母性保護医協会の森山豊先生は、十分御存じだと思います。あの先生のおっしゃることでは、生まれてから死んだ赤

ちゃんですね、これが死産として届けられている数が非常に日本には多い。だから、実際には乳幼児の死亡率は、事実減っているけれども、決して少ない国ではないという森山豊先生の御意見を、私はじかに先生から伺っております。そういうことがありますので、妊産婦の死亡率が高いということは、これは厚生省もお認めますし、乳幼

児の死亡についても、そういう問題というものが数字の上で、届け出の上でいろいろあるということを一度ちよっと、これは余談のことですけれども、お言葉返させていだいて、必ずしも私は、ILOの四分の一しか児童手当を出していないということを見て、子供が大事にされているとは言えません。そしていま、子供が大事にされていないとは言えないとおっしゃいましたけれども、この点で論争しますと、次の質問ができなくなりますけれども、子供の遊び場にしても、公園にしても、これがどんなに少ないか、子供というものはどのように扱われているかと言いますと、これはもう切りがないほどたくさんあって、これは少なくとも厚生省だけの問題ではありません。ですから、いまここでは話しませんけれども、日本ではいかに子供が社会的に大切にされ

ていないか。子供は母親の私的な所有物であるというふうな物の考え方で政治が行われているということは、これは私はそのように思っているということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

今度の福祉手当ですけれども、この目玉と言われた福祉手当というのは、寝たきり老人に対しては、数としてしましてどれぐらいいただけるのですか。

○竊取政委員　先ほど来申上げておりますように、今度の福祉手当、常時介護を要する状態にある身体障害、精神障害がある方々を対象にしているわけでございます。したがいまして、老人である、あるいは寝たきり老人であるということだけでそういうことに該当するということには、必ずしもならないわけでございます。

したがいまして、そういう感で申し上げますと、大体、われわれの試算では、ただいま寝たきり老人三十数万と言われておりますけれども、そのうちの四万以上の方々がこの福祉手当の対象になるのではないかと考えております。

○田中(美)委員　寝たきり老人ということは、起

きられないから寝ているのですね。怠けて寝ているのと違いますね。私たちが日曜日にも、もうくたびれたから朝から晩まで寝ちゃったというのと違うのですよ。これは常時介護を要するのじゃないですか。

○靖政府委員　そこで私はさっき、いわゆる寝たきり老人ということを申し上げたわけでございます。三十数万という数の根拠は、六カ月間寝たきり起きたりした状態におられる老人の数を三十三万というように推定しているわけでございます。

それで、福祉手当の対象として考えておりますこれらの老人の方々の状態を申し上げますと、大体、便所に行けない、それから自分で食事ができない、それから自分で歩くことができない、この三つの状態が継続している老人については、まさしくこれは重度の障害を持っているという状態に

なりますので、これを認定いたしまして福祉手当の対象にする、こういうようにいたしているわけでございます。

○中田(美)委員　それでは、いま老人医療の無料化が七十歳からやられていますね。しかし、寝た

きり老人の場合には六十五歳からやられているんじゃないですか。これは何人ぐらいいらっしやいますか。

○翁政府委員 いわゆる――何回もいわゆると申

し上げて恐縮ですが、いわゆる寝たきり老人と言われている方々は十三万でございますが、六十五歳から六十九歳までのその対象者は、七万三千ぐらいになっております。これも推定でございます。それで、老人医療の対象としてとらえておりますのは十三万でございます。この十三万の方々は、いわゆる重度の障害ということではなくて、

やはり寝たり起きたりしているという状態になっている人を、やや広めに医療の対象にしているという数でございます。

○田中(美)委員　寝たきり老人で医者にかからなければならなくて、国から特別な――普通ならば七十歳からの病気の場合はただになるわけですね。その七十歳からは、ふだんは動いていられる

けれども、病氣のときには寝つきりになる、こういう人は寝たきり老人ではないわけですね。そのときの病氣というのは国が見てやる。しかし六十五歳からの寝たきり老人で、そうしてこれはただ老衰して足が動かない、全体が同となく老衰して

いるけれども、それほど病氣ということではないんだという形で寝ている、その上に病氣になっているという人には、これは老人医療が適用になっているわけでしょう。こういう人たちが七万も十万もいるわけですよ。寝たきり老人が三十何万もいる中で、こういう人が十万もいるわけです。それさえもまたちゃん切るのですか。

○結政府委員　たびたび申し上げておりますように、いわゆる重度の障害者として対象になっておられる方々は、要するに肢体不自由、手足の欠損であるとか目、耳、それ以外に体の内臓が悪く

て、要するに状態が先ほど申し上げたような三つの条件、それで、老人であろうと若い人であろうと、いま申し上げたように、体幹機能の障害を持っておられる人、それから継続的にさき申し上げたような用便も、食事も、立ち居もできない状態になっている人々、こういう方々を常時介護を要する人というようにしているわけでございます。それから、したがって、そういう方々が大体、いま申し上げた数になるのではないだろうかということを申し上げているわけでございます。

○田中(義)委員　そういうことが、先ほどもいみじくも大臣がおっしゃったわけですが、大臣みずからがわかりにくいと、こう言っているわけですね。実にわかりにくいわけですよ。二級が対象になってくるということは、これはいいことですよ。しかし二級の中に、それじゃ、この寝たきり老人の二級の中で、福祉年金の対象になる人とならない人がいるわけでしょう。それから、なる人、老人医療の無料化の対象になっている寝たきり老人、こういう人と比較した場合に、どこが一体基準になって——そういうふうにあなた自身ははっきりわかって言っているわけなのかどうですか。大臣はわからぬと言っているわけですよ。わからぬけれども、仕方ないからと、こう言っているわけですよ。どうしてもとわかるようにしないのですか。わかりにくくするのは、か。——ちょっと待って、まだ私が話しているわけですよ。なぜわからないようにするのかというところのそこは一体何が原因かと言つと、少しでも切ろう、少しでも金を出さまいという、もうそれこそけちけち精神が働いて、こういうふうにか切っていくわけですよ。少しでも拡大しよう。何しろ寝たきり老人ということは、それは幅が——寝たきりという言葉自体もこれはあいまいですよ。寝たきり起きたりということが一体、一日二十四時間のうち何時間寝ていて、何時間起きていたのが寝たきり老人なのかと言つと、これもあいまいですよ。しかし大体、寝たきり老人ということとは、自分一人できちとデパートに行った

り、とことこお芝居を見に行ったりということがたまにできる人ではないのです。寝たきり老人と言われている以上はですね。多少うちの中で、たまには動けるかもしれないけれども、常時床を敷いて寝たきり起きたりしている。そしてある程度元氣そうに見えていても、実際には非常に血圧が高くて、ちょっと何かひどいことをすれば、ふっとひっくり返るかもしれないとか、心臓が悪いために、見たところはまあおとと動くことができるかもしれないけれども、ちょっと急激なことがあったり、寒い風にはばたきとたたたりすれば、はっと発作を起こすとかというような形で寝たきりなわけでしょう。ということは、これは常時介護を要するというこの常時という言葉自体が——これだつて常時というのは二十四時間びっちりといっているわけじゃないのか。それこそ大手術をして、もう死ぬか生きるか、酸素吸入でもしているというふうな患者さんの場合には、まさに二十四時間、夜中まで交代で看護婦さんなり付添婦さんなりの常時介護を要しているわけですね。しかし、そういう意味じゃないでしよう、常時という言葉は、辞書のとおりに見ましたら、常時とい

う言葉は、辞書のとおりに見ましたら、常時といつたらいつでもということですよ。しかし常時介護を要するということは、二十四時間全部ということじゃないわけでしょう。そうしますと、一体それはどこら辺で切っていくかというふうにしたときに、実にあいまいだと思つたのです。だから、大臣みずからがわかりにくい、こう言っているのです。ですから、これは寝たきり老人といふふうに一応言われる人は——あなたはいくつもの、いわゆると、こうおっしゃるのですけれども、いわゆる寝たきり老人といふのは何なんですか。私の母は八十六歳でまだ元氣です。しかし足がもう全くだめなんです。ですから家の中では、はったり、たまには立ち上がつてこう何かにすがたり、私たちの手でこういうふうにしたります。しかも外へ出ていくときには、全く車いすでなければ動けません。それで常に床を敷いていま

す。これは一体寝たきり老人になるのかわからないのかというふうに思うのですけれども、あまり持病がありませんので、寝たきり老人ではないと私は解釈しているのです。まだ寝たきり老人になつてない、ならないでほしい、こう思っているわけですね。これで、もうちょっと血圧が高いとか、ちょっと心臓が悪いとかということになれば、これはもうすぐに寝たきり老人です。しかし、私の母は寝たきり老人ではないと私は思つておりますけれども、これは常時介護を要するんです。水を飲めども、これは常時介護を要するんです。水を飲むといつても、危なくて、転んだらおしまいですからね。ですから、私の母が、外で働かないで常時うちにいるのです。そして、水を飲みたい、牛乳を飲みたい、トイレに行きたいと言つたときには必ず一緒にいていくのです。そういうのは常時介護を要しているんです。それでも、ですから、常時介護を要するという、こういうものの使い

方によつて、いかにも二十四時間全部ついているなければならなくて、いますぐ死にかけているような人でなければこれは対象でないのだというふうな、人に誤解を与えるような言葉遣いというものは私はおかしいと思つたのです。ですから、一級とか二級とかいふのがあるわけですからね。一級、二級は全部に渡すのだ。いままで障害年金を出していた人には全部、それから特別児童扶養手当を授給——この受給は本人じゃなかったわけですから、その子供ですね、これには全部、それから寝たきり老人といふふうには、それこそいわれるのです。三十何万と出たいわゆる寝たきり老人には全部、こういうふうに言えば、いわゆるといふ言葉は、はっきりとしてさきとさるわけですよ。問題は金額の問題だけでしよう。理屈はさうじゃないですか。その方がすっきりしないです。

いる。それから障害福祉年金につきましては、障害の程度に応じて、その人が働けないために出てくる稼働能力の喪失に対する補償、それから先ほど大臣が申しておりました身体障害の一級、二級、これは身体障害のそれぞれの部分の障害度に応じて一級、二級、それぞれ法律の目的によつて表ができていくわけでございます。大臣がわかりにくいと言いましたのは、既存の障害福祉年金の一級なり、あるいは身体障害者の一級、二級といふのに比べてどうなんだということについて当初決めることについていろいろ問題があったということをお申し上げたわけでございます。今度の法律で別表第二というのをつくりましたのは、そういった中で常時介護を要する状態にある者に着目してそれを別表として決めたのがたまたまの御審議を願っている表でございます。

したがって、いま具体的な例でお母様のことをお話しになりました。これは最終的には医師の診断にまづべきだと私は思います。ただ、継続して御自分で歩けない、御自分で用便ができないう、御自分でお食事ができない、この三つの状態が看護しておられるようでありましたが、これが事実であれば、いわゆる常時介護を要する状態といふことになるわけでございます。したがって私どもとしては、手と足のようには、あるいは目とか耳のように具体的な状態であればすぐわかります。しかし、いま申し上げたような体の機能の状態については、それぞれ具体的なケースについて判断基準を設けて、それに適応してまいりたいというふうに考えておるわけでありまして、

○田中(義)委員　何しろ私は福祉のこれいろいろ見てみまして、何でもわかりにくく、むずかしくむずかしく別表とかいろいろの表をつくつて、その中の言葉を見ても「体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの」なんて、こういうふうなこと、本当にわかりにくいわけですよ。

具体的に私は——私の実の兄というのは両足が

だめなわけですね。これはクモ膜下出血という病気をしまして奇跡的に治ったということの後遺症でひざが立たなくなったわけですね。それで腰から下が非常に弱くなりました。結局松葉づえでも歩けないのです。そして全部車いすでいままも働いて、会社の取締役をやっているのです。この兄は、所得制限が引かかれますので、現在は福祉手当はもらえないと思います。しかし仕事をやめて収入がなくなればこの福祉手当はもらえらると思うのです。といいますのは、彼は一級の身体障害者の手帳を持っているわけなんです。この兄は五十七歳ですけれども、兄の日常生活は、平家の家全体が境目がないワンルームになっているわけですが、車いすでどこへでも行ける。車いすでベッドにも行かれる、トイレも車いすで入れるようにできています。それで全部行きますので、一級のあれを持っておりますけれども、一応自分の身の回りのことというのは、家の中ではほとんど自分でやるわけですね。それで最近では車も、自動車ですね、自動車も改造しまして運転免許を取ったわけですね、一級身体障害者がですよ。これでもって会社まで自分で行くわけですね。それで会社に車いすが置いてあります。そのとき多少人の手は借ります。いろいろな意味で姉が非常に苦勞はしていますけれども。しかし、この母と、寝たきり老人とは思われないこの八十六歳の母と兄を見ましたら、日常生活の上では兄の介護者の方がはるかに楽だということには私は思うわけですね。母の方はだんだん頭もぼけておりますし、目もやはり緑内障を患いまして薄ぼんやりですね。ですから用便ができない、食事ができないというのは一体どういう状態なのか。トイレのところまで行って座らせてあげれば自分でできるのか、それとも寝たきりで便器を入れなければできないのか、そういうふうなことだつてさっぱり——そんなことを言ひ出しますとおたくのつくった別表というの、一「体幹の機能に座っていることができない」というのは一体何なのか。身体障害者の一

級を持っている私の兄はさちんといつても座っておりますよ。動くのがめんどくさいからしょっちゅう座っていますよ。これは対象になるわけですから、所得制限があれですけれども。実際にはこういうことを障害者の間では具体的に比べるわけですね。私自信も母と兄を比べるわけですね。母は福祉手当の対象にはならない、しかし、兄はなる資格があるのだというふうになってきますと、矛盾を感じてしまふわけですね。だから、先ほど言ひましたように、こういう障害者の心を傷つけるじゃないか。特に、いま老人問題というのは家庭の中で非常な問題になっています。本家の娘は私一人です。自分の個人の話をして恐縮ですが、私も、非常に具体的ではつきりしますので比較して言っているわけですね、私は、娘が一人です。本当はこの母を自分のうちに置きたいわけですね。一度宿舎に連れてきたこともありますが。しかし、ほとんど私がうちにいますと、やはりこれはどうしても常時だれか介護する人を雇わなければならぬわけですね。しょっちゅういらないわけですね。それで、しばらく預かってみましたが、これも、非常に母がさびしがりますし、私も精神的に非常に負担で、人に頼んでおきましても常に気になるわけですね。それで、弟のうちに母を頼んだのです。というのは、妹が外で働いていないのです。結局、妹は常時母の介護をしていっているわけですね。どこへ行くにも母を一人にしない。そのときには子供をつけておく。転んで足でも折ったらそれで一巻の終わりだということ、妹が買物に行くときには子供をつけておく。常時ついていっているわけですね。しかし、母の場合は、これはおたくのこの別表で見ますと、体幹の機能障害で座ることができないということじゃないのです。ね、ちゃんと座っておりますし。よっこらしゃなんて言つて、こんなふうにして動けるわけですから。そうすると、対象にならないのかなと思ふわけですね。

こういふふうには、あなた方は御自分でわかつたつもりでいらつしやるかもしれないけれども、国民にわからないようなこんなものをつくつたて、非常に国民の心を傷つけ、それから外れる人たちは、なぜ自分の方がひどいのにもらえないのだ、なぜ向こうの方が軽いのにというふうな、仲間同士でいがみ合うような、こうしたせつない目玉であるものがそういう形で非常に、何か一つ新しい制度が出るたびにだれかが泣いたり心が傷ついたりするわけですね。そういう意味で、あなたはいわゆるいわゆるとことごとくでわかつたような顔をなさっているけれども、私は、あなた自身もわかつていないのだと思ふのですよ、大臣もわかつていないと言っているのだから。ですから、一級とか二級には全部出すとか、いわゆる寝たきり老人が三十万いるならば、これには全部出すとか、その中で多少それに外れて、わりに元気だつていいじゃないですか。それよりも、当然もたないわけですね。人々が落ちていくということ。これは犯罪の場合でもそうでしょう。証拠がない場合には罰しないじゃないですか。それでしょ。疑いがあつても疑いだけでは罰しないのです。ですから、やはりそういう観点から見ると、どうやって落とそうか落とさうかということが目玉、目玉と言われるこの福祉手当の中にあるということ、これを私は言っているわけですね。ですから、体幹の機能障害で座ることができないということ、身体障害者一級の人で座ることのできる人はたくさんいます。そうすると、これは全部外れるのです。

○鶴岡政府委員 具体的な例でお話いただきましたが、本当に、そういうことについてはまさに個々の判定の問題にもなつていこうかと思ひます。ただ、身体障害者福祉法が制定以来、体の欠損、障害部位についての等級というものは、お兄様で御説明あつたようにきわめて明確に判定できるわけでございます。それによつて、いままでも身障手帳というものが決められておつたわけでございます。

一番問題になりますのは、やはり内部疾患、特に老人になられた人たちの立ち居振る舞いの状態だと思ひます。そこで、私が先ほど申し上げましたように、立つことのできない、歩くことのできない、御自分で用便のできない、そして、御自分で食事のできない状態にあるということ、個々の判定をしまひましようという基準を設けているわけでございます。体幹機能についても同様でございます。確かにボーダーラインになりますと、いかなる制度でも、お示しがあつたように、落ちたり外れたりということの問題があることはわれわれも承知しております。なるべくこれをさういふかたにすることが行政の責任だと思ひますけれども、やはりまた、何らかの基準がなくては決まらないということもございまして、この点は法律の施行に際して十分意を用ひまひりたいと思つております。

○田中(義)委員 ですから、その基準をできるだけわかりやすく、だれが見てもすかつとするように、そしてその中から多少の外れというのはあると思ひます。しかし、今度出されたこの九カ条ですか、七カ条ですか、あれを見ましても、具体的にさっぱりわかりませんよ。用便ができるか、御飯が食べられるかなんていうのも、つくつて食べられるというのを言っているのか、さつき言つたように便器を要するのか、それともトイレまで自分一人で行けないというのか、さっぱりわかりません。ですから、こんなわかりにくいものを次から次からつくつてましますと混乱させるのではなくて、やはり一級、二級、寝たきり老人——これがいわゆると、これはあいまいですけれども、おたくの方で寝たきり老人ということ、三十何万と、こう出ているわけですから、それですかつたやつていたら一番簡単じゃないかと私は言っているのです。ですから、そういう意味でぜひ最大の努力をしていただきたいと思ひます。

○竹内(義)委員 長代理 次に岡本富夫君。

○岡本委員 先ほどの質問に引き続きまして、まず、この福祉手当を受けられる在宅重度身障者、

この支給対象はいまどれほどと考えておるのですか。

○ 郵政府委員 総数で申し上げて、これまた概算でございますけれども、一応三十万を予定しております。

○ 岡本委員 ところで、いままで在宅重度身障児にはどのような施策がとられておったのですか。

○ 郵政府委員 御質問のいわゆる在宅の障害を持つておられる人に対する施策というものは、いたしましては、その人たちが障害にもめげず社会に復帰するために必要な医療の給付、これは大人の場合には更生医療と申しますし、子供の場合には育成医療と言っております。そういう医療の給付。それからもう一つは、大人、子供通じていわゆる家庭奉仕員（ホームヘルパー）、こういうものを派遣いたしまして、在宅の重度の障害の人たちのお手伝いをする。それからもう一つは、これも大人、子供通じてでございますけれども、補装具、足の不自由な人には松葉づえ、あるいは目のない方には義眼、その他そういった意味の補装具の給付、こういったものを在宅障害者の福祉措置としてやっております。

私がたまたま申し上げましたのは、いわば代表的な事例を申し上げたわけでございまして、なお市町村等において個々に行き届いた福祉措置をやっておられるところがあることは十分承知しております。

○ 岡本委員 そこで、あなたの方の試算で、そういったいろいろ在宅の児童福祉に対してやっております、それが大体一人当たり平均どれくらいの月額がかかっていったのか、これをお調べになったことがありますか。

○ 郵政府委員 大人の場合について見ますと、大体年間予算にいたしまして在宅の身体障害者に対する福祉の措置として、国の予算で五十五億を計上いたしております。これが、在宅の障害者全部で大体先ほど申し上げました三十四万という数でございますので、これで割りますと一人当たりの額が出るわけでございますが、ちょっといま試

算させまして御報告を申し上げます。

○ 岡本委員 あなたがおっしゃっているのは、大人もまけてですね。

○ 郵政府委員 大人でございます。子供は入っておりません。

○ 岡本委員 まず私が聞いているのは、子供の方を聞いているのですか。

○ 上村政府委員 子供につきましては在宅対策は、一つはきょう御審議いただいております特別児童扶養手当の支給というのがあるわけでございまして。現在は重度の子供に月一万一千三百円支給することになっておりますが、今回その額を一万八千円に上げ、新たに中度の子供にも特別児童扶養手当を支給する。それから従前からやっておりますが、今回発展的に解消させるものとして、重い身体障害と重い精神薄弱がダブルの子供に、重度障害者福祉手当というものを月三千円支給しているわけでございまして。したがって、その身体障害児あるいは精神薄弱児を抱えた家庭に支給される手当というのは、現在では最重度で一万四千三百円、それから重いところで一万一千三百円ということになるわけでございまして。

それで、この法律案が成立いたしますれば、一番重い子供については月額三万二千円、その次に重い子供につきましては月額一万八千円、それから中度の子供につきましては月額一万二千円という手当が親に支給されるということになるわけでございまして。

このほかに、在宅対策としましては児童相談所とか精神薄弱者更生相談所等を通じた相談事業もございまして、先ほど社会局長から申し上げましたように、家庭奉仕員の派遣もあるいは日常生活用具の支給も障害児に対する在宅対策でございす。特に最近力を入れておりますのは、在宅の精神薄弱の子供なり在宅の肢体不自由の子供が通園する、家から通いながら療育をする施設、これは通園施設と言っておりますが、精神薄弱児の通園施設で百五十八、肢体不自由児で三十三あるわけでございまして。そういった通園施設とかそれから

小さな規模の通園事業とか、それから四十九年度実験的に始めました障害児保育事業等々がございまして、通園施設の対策もあり、現金給付もあり、相談事業もあるものでございまして、その総額を一人当たりどのくらいかと申しまして、これは非常にむずかしいと思いましたが、いまやっております対策を現金給付を中心に御説明申し上げます。

○ 岡本委員 そこで、施設に入れている方、これの一人当たりの月額というのはわかりますか。

○ 上村政府委員 五十年の予算案に即して申し上げますと、精神薄弱の子供の施設でございまして、月額平均いたしまして約八万六千六百円ぐらゐ、正確に申し上げますと八万八千五百八十九円ということになるわけでございまして。それから一番高いのが重症心身障害施設でございまして。重い精神薄弱と重い身体障害が重複した子供さんに対する施設でございまして、その施設に入っております子供さんには一人月額二十三万円かかっておりまうことになるわけでございまして。その他の施設も若干ございまして、代表的なものとして精神薄弱児の施設と重症心身障害児施設について申し上げます。

○ 岡本委員 私これを見ておりますと、いまあなたの答弁があったように、重度心身障害児の施設に入った方は二十三万円ですか、詳しく言えば二十三万二千円ですか。それから精神薄弱児が八万九千円ですか。その他ありますけれども、肢体不自由児が十四万九千円。間違いないですね。それから肢体不自由児の国立療養所分が十八万一千円ですね、これもあなたの方から資料をもらったのですか。これから見ますと、いろいろな方へ金がかかっておるから一人当たりわからぬということでありまして、在宅の方が非常に冷遇されておる。なかなか施設がなくて入れない。そしてしかも在宅の方はこうして非常に冷遇されている。在宅の方は特に親たちあるいはまた身内の者が非常に苦勞しておる。こういうことから見ますと、余りにも差があり過ぎるのではないかと、こ

うふうふう考えられるのですが、いかがですか。

○ 上村政府委員 たとえば精神薄弱児の施設について申し上げますと、先ほどお話しもございましたように、約八万九千円月額かかっておるわけでございまして。その中で事務費と言われるものが約六万円、これは子供を世話したり指導する先生方の人件費なり、あるいは施設でその他の作業に従事する人たちの人件費というのが相当大きなウェイトを占めている経費でございまして。それから事業費、この中心になりますのが、中に入っております子供がとる食費等でございますが、それが約二万八千円。今回の改正で、平均的な重度の障害児につきましては月額一万八千円の手当を支給するわけでございまして、施設に入った場合にはいろいろな専門家を雇わなくてはいかぬというふうな人件費で相当食っておるわけでございまして。したがって今回の特別児童扶養手当の改正なり新しい福祉手当の創設——さっき申し上げましたように、一番重い程度の子供といふのは月額二万二千円の手当が支給されることになるわけでございまして、この月額二万二千円の手当といふものと、それから施設に入っております場合の費用とを比べますと、専門職員を採用する等々のことを考えてみると、金額では違いますが、さきほど申し上げたように、効き目でそんなに違いのあるものではないというふうに考えます。

○ 岡本委員 あなたは病院で看護をなさる方の日給を調べたことがありますが、こんなわずかなことではなかなか見てくれないですね。親は自分の産んだ子だから、あるいは自分の身内だから仕方がないというものでありますけれども、施設に入った方はほとんどすべて専門のそういった人たちがから見ても、いろいろないろいろな人たちがね。在宅の方は、あなたはそうして机上計算のお金で勘定しておるから……。私も一人一人の分を計算はしていませんけれども、問題はやはり施設をもっと増加しなければならぬのじゃないか。現在、重症身障児の総数と、それからまだ施設に入っていない方、すなわち希望の方、これがどの

くらいあるのか、つかんていますか。

○上村政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、重症心身障害の子供の施設は五十年年度までに整備したいというのが私の計画でございます。そこで、最終年度を控えました昨年の五月に、児童相談所を通じて、改めて入所が必要であるかどうかという児童の調査をしたわけでございます。この調査によりますと、施設に入所を必要とする子供の数が総数で一万三千四百でございます。このほかに家庭での養育を希望する人が五千六百でございますから、合計いたしますと、重い精神薄弱と重い身体障害がダブルした重症心身障害児というのは、約一万九千人くらいというふうにお考えいただければいいんじゃないかというふうに思います。

○岡本委員 そこで、現在の施設及びベッド数、これをひとつ明らかにして、現在、あなたがおっしゃった入所希望者が一万三千と言いましたかね、これにどれだけ足りないのか、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○上村政府委員 去年の七月一日現在の施設数を申し上げますと、施設の数が全部で九十二カ所でございます。その定員約九千六百とお考えいたいただければよいと思ひます。

それで、先ほど申し上げましたように、昨年の調査で施設に入れる必要のある子供というのは約一万三千四百あると申し上げたわけでございまして、予算ベースで申し上げますと、四十九年度までに施設整備ができると考えられます量というのは約一万二千三百床、これから事業にかかるものもあるわけでございまして、一応四十九年度までの予算で整備されると見込まれます量というのが約一万二千三百床でございますから、先ほど申し上げました一万三千四百床との差の千百床というのを五十年年度で整備をすれば、一応入所が必要と考えられる重症心身障害児のベッドは整備できる勘定になるわけでございまして。

○岡本委員 そこで施設、ベッドという話ですけれども、現存する施設の中で定員を満たしてない

空ベッドが現在相当あるはずなんです。これをつかんでおりますか。

○上村政府委員 先ほど申し上げました四十九年七月一日の数字を持っておりまして、それでは、全体で見まして約九割ぐらいのベッドが子供が利用しているという勘定でございますから、約一割あいておるといことになるわけでございまして。

○岡本委員 現在ベッドが約一割あいている。私どもの方でもそういう数字が出ておりますけれども、まだ全然使っていない施設があるのではないですか。いかがですか。

○上村政府委員 私どもの方で直接所管をしております公立——公立の数が非常に少ないのです、重症心身障害児の場合は、ベッドの大半というのは国立療養所が占め、それから私立が占めておる、そういうものでございまして、国立、公立、私立の九十カ所、全体の数字について申し上げますと、五割を割っておるものが一カ所であるというふうにして承知しておるわけでございまして。

○岡本委員 四十七年度予算で国立京都療養所、この予算が五千三百三十七万二千円ですか、それから同じく四十七年度に国立武蔵療養所、これが約九千三百萬の予算をつけて設備をしておりますけれども、私も調べるとどうも全然入っていないように思ふのですが、どうですか。

○本事務政府委員 ただいま御指摘の武蔵と京都の国立療養所に開設されております重心の施設でございますが、武蔵につきましては八十床の整備がなされておりますけれども、現在看護婦の確保ができませんで、開棟できずしております。また、京都につきましましては、百二十床の病床が整備されておるわけでございまして、そのうち八十床は開棟できておりますけれども、もう一病棟の四十床につきましましては、これも看護婦の確保ができませんで、開棟できていない状況でございます。

○岡本委員 そうすると、児童家庭局長さんの方ではほとんどベッドをつくっていくのだから、こちらの方ではつくっても看護婦がなくて困っておる。四十七年につくったものもまだ全部満足に動いて

いない。特に武蔵の療養所なんというものは全然まだ使用していない、こういうことになる、これは政務次官どうなんですか。

○上村政府委員 まず、先ほど私五〇割割っておるのは一カ所と申し上げましたが、国立、公私立を含めまして二カ所でございます。これは訂正させていただきますと思ひます。

○本事務政府委員 ただいま申し上げました武蔵の療養所につきましては、先ほど申し上げましたように整備病棟が開棟できておりませんけれども、新年度におきまして看護婦の採用の見通しがついておりまして、新年度に入りまして段階的に患者さんを入れることができるという段階までござっております。また、京都につきましても、新年度で看護婦を採用する予定がございまして、これも四月から段階的に患者を収容していただける段階にござっております。

○山下(徳)政府委員 いま次長から答弁したとおりでございますが、せっかくりっぱな施設がございしても、看護婦が充足できないためにあいておるといふことははなはだ遺憾でございますから、今後は特に国立の看護婦の養成所等を三月に卒業する看護婦を優先的にこちらの方に配置するというような措置をとって動いていきたいと思います。

○岡本委員 私、一つずつ調べてみますと、人手不足といひますか、看護婦あるいはまたそういういた介護する人たちの人材の育成といひますか、私どもが人材確保法案というものを提出しておりますが、厚生省はこれに相当真剣に取り組まなければならぬ。いま一割程度しかあいておらないというふうなことでありますけれども、直接調査するとまだ大分あいておる。その原因はどこにあるかと言ふと、この人たちのめんどろを見る看護婦さんとかあるいは介護をする方々が非常に不足をしておるといふことなんです。したがって、施設だけ何ぼつくってみても、それとうまく見合つたものがなければならぬ。四十七年に予算をつけて、四十九年度のことしの三月、これが武蔵です。それから京都のは四十八年の三月です。から

約一年あいておる、入りたい人はたくさんいる、こういうことになりますから。入れ物とそれから介護する看護婦さんやいろいろな人たちの確保、これはやはり厚生省が責任を持って、少し先を見越してやらないと、建ててから一年も二年もはっておくとおきのことのないようなやり方をしなければならぬのではないかと。四十八年三月という二年間これはあいておるわけでしよう。非常に国費を使いがらまことに遺憾なことだと私は思うのです。今後はこういうことのないように、ひとつ政務次官の方ではっきりした答弁をしていただきたいと思います。これが次からこう続いていくわけですからね。ひとつもう一度はっきり。

○山下(徳)政府委員 先生のおっしゃるとおりでございますが、先般自民党においても看護婦、保母等の確保に関する特別立法をお考えになったようでございますけれども、その法律をつくるにつくらぬにかかわらず、やはり待遇の面でもある程度優先的に考えなければ、ただ長期に立った一つの充足計画だけではなかなかいけないと思ひますから、そういう面でも今後格段の努力を払いたいと思ひます。

○岡本委員 確かに、給与の問題、待遇問題ですね。それからもう一つは、ホームヘルパーの方がいるのですけれども、これは何の身分保障もないのです。やはりある程度の身分保障というものをひとつとしてもらいたい、こういう要求が来ておるわけですね。確かにこういう不幸な方々を心やさしくめんどろを見ていく、その人たちの苦勞といふものは大変なものだと思ふのです。またとても並み大抵の人ができない、こういうことでありますから、特に優遇した将来のための資格、こういうものを与えてやるのが大事だ、私はこういうふうに思ふのですが、その点いかがですか。

○第政府委員 ホームヘルパーにつきましては、毎年給与のかさ上げを中心にその処遇の改善を図っております。ただ、ただいま御指摘がございまして、この方々をいわゆる地方公務員というような形にすることが果たして福祉の推

進のためにいかどうかということについては、必ずしも一概に言えない点がございませう。市町村によっては福祉事務所の職員にしているところもおありでございませう。それも一つでございませうけれども、むしろいわゆる民間の善意を結集したボランティアということも必要ではないだろうか。ただいざいざにいたしても、この方々の身分を安定化し、そして処遇を改善していくということについては、なお一層努力を続けてまいりたいと考えております。

○岡本委員 公務員にせよということはおっしゃる通りでございますが、何らかの身分保障、こういうことを考えて、そして資格を与えてあげる、これをひとつ特に要望をしておきます。

○竹内(衆)委員長代理 加藤一君。

○加藤(参)委員 今度の特別児童扶養手当等の法律改正で、一番大きな部分を占めるのは新設の福祉手当だと思っております。その点を中心に幾つか質問いたしますが、時間が限られておりますので、質問も簡単にいたしますし、答弁も簡単にお願いしたいと思います。

まず私は、この制度はかなり早くからできるべき筋合いのものであって、いわゆる最近福祉と言われておりますけれども、一番最初に手をつけなければならぬような分野であったのに、今日までこのようにこの制度が実現できなかったのはそれなりの理由があると思うのですが、その辺の背景をお伺いしたいと思います。

○参議府委員 大変むずかしい御質問でございませうが、要するにこの福祉手当をどのように観念するか、介護手当でいくのか、あるいは障害福祉年金がすでに出ておりますけれども、これを在宅の障害福祉年金として上乗せをするのか、それから他の諸制度の関連をどうするかというこの決断がなかなかつきかねる諸制度の絡みがございまして、今日までこの制度が法律案として出てこなかったという理由でございませう。

○加藤(参)委員 理論的な問題と言いましても、過去この問題は数年間、ある意味では十年以上も出てきた問題じゃないかと思うのですが、その理論的な詰め、それから決断のつかなさというものの間に、介護に疲れて、そうして自殺する、一家心中というものは結構あったわけですね。今回できたことを非常に高く評価したいと思っておりますが、今後このような福祉政策をやる場合に、確かに理論的な詰めも必要でありますけれども、現実の手の打ち方を早くしなければならぬのだということと、一つの反省として必要なのではないかと感じます。

そこで、これからこの制度の伸びていき方でありませうけれども、一つの方向として、いま局長がおっしゃいましたように障害福祉年金とこの制度との関連で、はっきり言えばかなり上乗せを重ねるような制度であるけれども、今月これができたというの、やはりそれなりの理由があると思っております。施設収容者との差を埋めなければならぬというの、かなり大きな問題点だと思いますが、もう一つは、かなり重度のところに限って手厚くやっていかなければいけないのだということもその背景にあると思っております。

そこで局長に御質問いたしますが、今後この制度を適用してくれといういろいろな要求、それは政治的な要求も出てくると思っております。それと同時に、余りそれを広げては他の福祉年金とどっちがどういふことになるかわからなくなるといふことがございませうので、ここでひとつ方向をはっきり定めておかなければ、両方の制度が死んでしまうのではないかとこのように考えるわけですね。

そこでまず障害福祉年金の受給者の数と今回の福祉手当の予想される受給者の数を大体教えていただきたいと思います。

○参議府委員 障害福祉年金の受給者は四十二万でございませう。今回の制度に基づく者が三十万。そのほかに特別児童扶養手当の受給者が五万ございませうので、この種の者の合計が四十七万、こういうことになると思っております。

○加藤(参)委員 それは障害福祉年金は一級だけの数字でございませう。

○参議府委員 そのとおりでございませう。

○加藤(参)委員 今度二級に拡大された場合の予想される数は。

○参議府委員 十五万をプラスすることになります。

○加藤(参)委員 そうすると大体六十万ですね。それでこの福祉手当が三十万ということですから、これはかなり限って三十万という数だと思うのです。

それで、これをどうしても理論的にもっとふやさざるを得ないような側面というの、ちょっと後で提出制の年金等の問題で伺いますが、やはりかなりふえる素地があるものですか、これが六十万近くなつたらなかなか二つの制度の特徴づけができなくなるというわけで、私としてはこの福祉手当というの、かなり限って、そして厚くしていく、同じ財源があれば、広く浅くじゃなくて狭く深く、そういうふうにするべきだと私は思うのですけれども、その辺をどちらをおとりにいたしますか。

○参議府委員 当面、範囲については現状を維持し、内容の改善を中心に考えてまいりたいというのがわれわれの考えでございませう。

○加藤(参)委員 私もぜひそうお願いしたいと思っておりますし、われわれ陳情を受けるときには、とかくあちらにもこちらにも言いがちな癖を持っていくわけですが、その辺は私たちが注意いたしますし、役所としても制度を育てるために考えていただきたいと思います。

それで次に、範囲の問題でございませうが、そういうふうにしぼると申しましても、具体的にボーダーの問題が出てまいります。その一番大きなグループとして出てまいりますのが要介護老人、その次に心臓病、自閉症など難病のたぐいでございませう。それから三番目に原爆被害者の関係でありますけれども、この三つについてどのような観点で整理されていられるか、基本的な考え方を

お尋ねしたいと思います。

○参議府委員 老人につきましては、いわゆる常時介護を要する、常態としたしまして歩けない、用便ができない、それから食事ができない、この三つの状態が併合している状態をとらえてまいりたい。それから、いわゆる難病につきましては、ペーチャットであるとかあるいはスモンであるとか、こういった病気のために失明であるとかあるいはいま申し上げましたような状態が継続している方々を対象とする。それから原爆被害者等につきましては、すでに特別法としてこれらの介護制度が充てられておりますので、これらの制度を優先して適用することにするというように整理してまいりたいと考えております。

○加藤(参)委員 心臓病の場合なかなか症状が固定しなくて、そして同時に家庭内ではかなり看護を見ていかなければいけないというのが多いようなんでございませうけれども、心臓病には具体的にどう対処されますか。

○参議府委員 内部疾患といたしましては、たゞいまお示しのごさしました心臓それから肺それから腎臓、これはすでに身体障害者福祉法の一級の対象となっております。したがって、心臓の病気がよって術後安静を要する、こういう方々については当然本法の対象になるもの、こういうふうに考えておるわけでございませう。

○加藤(参)委員 もう一つむずかしいもので自閉症があると思うのですが、これは異常行動等、認定がいま非常にむずかしい行政的にもむずかしい問題だろうと思うのでございませう、これは最近、認定について委員会が何かつくっておりますか。

○参議府委員 自閉症につきましては精神障害に準じた扱いをして、最終的には医師の診断ということになると思っておりますけれども、児童家庭局の方でこれについての判定の委員会を、私が児童家庭局におったときに始めた記憶がございませうので、それが続いているものと思っております。

○加藤(参)委員 特に心臓病、自閉症の親の方

ちの間に、そういう政府の、まあ身障手帳でもいいんですが、いわゆる行政的に定着して、そしてまた手を打っていただく際の基準がまずないとか、それからその基準について、なかなか実態を見ていただけないという声があるようでございます。自閉症なんか特にひどいと思うのですが、その点その委員会が早急に基準づくりをされるよう政府としても御努力願いたいと思います。

それからまた老人、さっき三つの基準をおっしゃいましたが、介護が必要という意味ではかなりの程度の方がボーダーにいらっしゃるんじゃないかと思えます。それから、老人になって、老齢福祉年金はもううんだけれども、非常にあちこち動かなくなる、それで障害福祉年金の方に切りかえてもらいたいと思うけれども、なかなかその判定はやらないのが原則だというようない行政的手当てがされているみたいなのが実態のようですけれども、その辺、実情はどうでございますか。

○納税府委員 確かに御指摘のとおり、老齢福祉年金を受給しておられる老人については身障手帳の交付というのは原則としていたしております。したがって、先ほど申し上げましたように、寝たきり老人であつてすでに身障福祉法に基づく一級、二級の手帳を持っておられる方々については、その状態に着目して当然この手当ての対象になるわけでございまして、それ以外の老齢福祉年金受給者の老人については、先ほど申し上げました基準によって判定をしていくことになると思ひます。ただ御承知のように、老人の場合にはとかく子供さんが順々にめんどろを見ることがございまして、住所が転々とするという点がございます。なかなかに行政的な把握がむずかしい点がございますけれども、この点については十分留意してまいりたいと思ひます。

○加藤(純)委員 年金局長さんにお伺いします。老齢福祉年金をもらつておりましたら、庭の木を剪定をして落つて落ちて上下肢が動かなくなつた、それでも障害福祉年金への切りかえ認

定はなさらないわけでございますか。

○曾根田政府委員 福祉年金は、先生御承知のように拠出制年金の経過的、補完的というところをしておりますので、そもそも拠出制年金の方に問題があるわけでございますが、年金制度としては代表的な保障事故である老齢、廃疾、死亡、このいずれかの事故が生じた場合に年金を支給する。老齢についていいますと、老齢年金を一定の年齢に達したら差し上げるといふことで、いわば、年金制度としてはその人に対する保護といひます。それで、一度にさういふ保障事故に結びつた年金権が発生しますと、その後の事故によって更新されることはない。したがって、福祉年金におきましてもその考え方を一応踏襲いたしまして、一たん老齢といふことで老齢福祉年金を受け取られた方については、その後さういふ事情の変更があつても福祉年金の変更は行わない、非常に保障主義、形式的ではないかという御意見があるのは実は承知しておりますけれども、そこら辺はなかなかむずかしい問題でございます。さういふことでございまして。

○加藤(純)委員 そうすると、拠出制でも福祉年金でも同じですが、障害年金の場合には一般の老齢年金よりも高く額をきめてあります。その差額を認めること自体、どうも理論的に矛盾するんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○曾根田政府委員 障害年金は国民年金、厚生年金と多少違ひますけれども、国民年金に例をとりますと一級と二級がございまして、二級障害年金が老齢年金相当額、つまり老齢と二級障害による所得の喪失度合といふものはほぼ等しい。しかし、一級の場合はさらにそれ以上に重度の障害でございまして、多少身の回りの世話等で特別の経費もかかる、さういふことで現在二五%増しといふことをやっております。さういふ扱いをして

○加藤(純)委員 身の回りの世話という言葉が出ましたけれども、それはすなわち、普通の老齢の

人より所得獲得能力が落ちたという観点以外に、介護とか身の回りの世話という概念が入っているわけですから、さうすると、老齢になつてもやはり身の回りの世話が必要なほどの廃疾の状態になつたならば障害年金の方に移るといふのが理屈としては通るのじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○曾根田政府委員 そのような御意見もございまして、な点もございまして、社会保険としての年金制度には、やはり社会保険というメカニズムからくる制約といふものがございまして、しかもこれが各公的年金制度を通じて一つのルールみたいなものがございまして、基本的な方向としては、私は、許される範囲では、必ずしもさういふ保障主義にとらわれないことで今後の改善を考えていきたいと思ひておりますけれども、いまこの問題について直ちにさういふことを申し上げるには、もう少し時間をかけていただきたいと思います。

○加藤(純)委員 いま年金についていろいろ抜本的にお考えのようでございますので、その際にいろいろお考えいただければと思ひます。

次に、実はさきのう、青い芝の会という脳性麻痺の方の団体の代表者が私の部屋に見えられまして、今回の福祉手当といふのは反対である、その理由は、私、理解しているかどうか分かりませんが、かいつまんで言えば、これだけの制度をつくる余裕があるならば、稼働能力が非常に低く、なおかつ身障等級から見れば、かなり低い形の等級に判定されている自分たちに福祉年金の枠を広げる財源に使っていただきたい、さういふことをあつたと思ひます。それで私はお答えしたのですが、やはりそれは福祉手当の是非の問題ではなくて、身障等級の判断の中に、どちらかと言へば生理的な、または医学的な観点のみがままに入つておつて、所得獲得能力の観点が落ちておつたといふこととからくる矛盾ではないかといふふうには私がお答えしたのですけれども、どうも最近身障等級が、たとえば国年にしても身障にして

も、それから労災にしても、それからまた傷病軍人にしても各種乱立しておつて、あつちこつで細か過ぎる各種の問題が生じていると思ひますけれども、この辺、身障等級の基準の問題も含めて、抜本的にお考え直すお気持ちはいかがでしょうか。

○納税府委員 実は私も青い芝の会の諸君に会ひまして、深い感銘を受けたわけでございます。それは別といたしまして、確かに脳性麻痺による手足の不自由といふこと、手足の欠損による障害等級、これはまさに見直すべきことだと思ひます。現在、身体障害者福祉審議会の方に等級の見直しをお願いしてございまして、いまお示しのあつた点も含めて、総合的にまさに等級表の是正、いわば一番マッパチした方法に改めるということをお願いしたいと思ひてございまして、この点は全く御意見のとおりだと存じております。

○加藤(純)委員 次に、具体的認定基準の中で、身障については一級と二級の一部といふことで大体系を引かれると思ひますが、精神の方ほどのような基準で、IQどれぐらいを考へていらっしゃるのでしょうか。

○上村政府委員 現在の特別児童扶養手当がIQ三五以下ぐらいの重度精神でございまして、それよりもさらに重いといふことになりまして、このIQだけではかゝることが果たして可能かどうか、今後引き続いて検討しなければならぬ問題だと思ひますけれども、IQにいたしますと大体二〇ぐらいといふふうには考へていらっしゃるわけでございます。

それから、その他の精神障害については、それぞれの障害ごとに判断を仰ぎながら決めていかざるを得ないといふふうには思ひます。

〔竹内(繁)委員 委員長代理退席、委員長着席〕

○加藤(純)委員 次に、対象範囲の問題で一番大きくこれから出てくるのは――拠出制国民年金の障害年金受給者は今回対象には入っておりません

○給政府委員 そのとおりでございます。一応併給調整をする考え方でございます。

○加藤(鑑)委員 提出制の場合に、最低が二万八千円から二万九千円というボーダーだったと思いますが、今回、重度の場合ですね、障害、福年と介護手当を足せば二万二千円になる。それと同時に、福祉手当というものはかなり育っていくべき筋合いのものだと思いますので、このままいきますと、どうも提出したのがゆえに障害に伴う各種の政府の所得保障がより低いという現象が起こりかねないと思うんですね。そこで、やはり提出制の人を排除するというのは若干理屈の上からも問題があるように思いますが、いかがですか。

○給政府委員 当面、特別児童扶養手当におきまして特別福祉手当の調整を今回もならうと、右へならえしたわけでございます。それからまた、いまおっしゃいましたように、公的給付といたしまして、総額が片方では二万九千円、それから片方は二万二千円、やはり総合的に福祉の措置として併給しない方がいいという判断でございますけれども、将来の動向につきましては、あるいはいまお示しのような点が出てくる場合もございますので、その点については慎重に検討してまいりたいと考えております。

○加藤(鑑)委員 次に、障害年金についてちょっとお伺いいたしますが、提出制の国民年金で障害年金を受ける場合に、初診日が三十六年の四月一日以前であれば、その後は提出制の障害年金を受けられずに福祉年金の方に行くというシステムでございましょうか。

○曾根田政府委員 そういうケースは福祉年金の対象でございまして。

○加藤(鑑)委員 そうしますと、そういう人はなぜ提出制の障害年金の対象にならぬのか、理屈はどういうことになっておりますか。

○曾根田政府委員 これも先ほどの保険主義の一つの例として、あるいは御批判があらうかと思えますけれども、公的年金を通じて障害年金あるいは廃疾年金は、原則として被保険者期間中の

傷病によって発した障害について補償する、そういうたてまえをとっておりますので、そういう年金制度の枠組みの上からそのような姿にならざるを得ないと思えます。

○加藤(鑑)委員 保険主義というのは確かにわかるのですが、民間の生命保険ですと、入るから入らないかは自由であり、それは保険に加入するしかないかでありまして、国民年金の場合ですと、一応強制加入でありますね。それからもう一つ大きなポイントが、当人が入らうと思っても、三十六年四月一日以前はその保険制度が存在していなかったわけですね。ですから、やはりそれは単なる保険制度という理屈だけでは、初診日がそれ以前だということを切る理由としては若干問題があるように思いますが、いかがですか。

○曾根田政府委員 御指摘のような御意見もあろうかと思いますが、国民年金の場合は、そういうことも考慮してわざわざ福祉年金という制度をつくったのも、いわばそういう一つの救済という立場でつくったのでございまして、それからまた、加入前の廃疾が、これが全く将来とも、役に立つという表現は適當かどうかあれですが、加入以後の廃疾については、場合によると併合認定というような事態があれば、その際にまた改めて加入前の障害が意味を持つということも考えられますので、そういうことでひとつ御了承願いたいと思えます。

○加藤(鑑)委員 この問題は提出制の障害年金と福祉年金とで額が違ふというようないろいろな問題から発してまいりますし、どうも私、各種年金が乱立したり、提出、非提出とかいう問題でかなり差が出てくるのは問題なような気もするので、将来、財政方式の問題も含めて年金の制度が抜本的に考えられる際に、また御検討願いたいと思えます。

○若手細かいことをお伺いいたしますが、障害者の方にこういう声があるわけですね。と申しますのは、自分ら障害者はどちらかといえば短命である、現に民間の生命保険でも、障害者であるとす

れば入れてもらえないか、保険料が高いんだ、それなれば、保険主義の理論から言えば、何とかわれわれには支給開始時期を早めて支給してもらえないかという議論が非常にあちこちであるのですけれども、それについてどうお考えになりますか。

○曾根田政府委員 年金制度の本来のたてまえからいたしますと、障害という事故については障害年金という制度が用意されておるわけでございまして、問題はその障害の程度なり範囲というものが妥当かどうか。先生が御指摘のケースは恐らく障害年金を得るに至らない程度の廃疾者について老齢年金の支給が早められぬかということだろうと思えますけれども、やはりこの問題の本当の受けとめ方は、障害の範囲、程度、それをどういうふうにかえるか、そしてその上で老齢年金の開始時期を早めるなり、そういう方向だろうと考えております。

○加藤(鑑)委員 そうすると、障害福祉年金の等級、二級者は大体平均余命が短くなるかもしれない対象者を全部含んでいるというお考えであると理解していいわけですね。

○曾根田政府委員 現在の廃疾表がそのまま今後とも妥当かどうかにつきましては、今後の医学、医師の進歩等によって見直しが必要だろうと思えますけれども、いまの国民年金の財政状態、その他、総合的に勘案しまして、必要ならに必要なら給付という観点から見ますと、おおむねいまの障害年金制度全体として妥当なところではないかというふうには私は考えておりますが、この改善はもちろ今後とも努力はいたしたいと思っております。

○加藤(鑑)委員 次に、この福祉手当の併給制限の問題についてお伺いいたしますが、具体的には各種年金の受給者にはいかないうことと理解していいですか。

○給政府委員 一応考えておりますのは、提出制の各種年金並びに新たに大人の重度障害者が加わりましたので、公害に基づく介護手当、それから原爆被爆者の手当、これは併給調整をいたした

い、こういうふうに考えております。

○加藤(鑑)委員 労災との関係はいかがですか。

○給政府委員 労災の中で、障害を原因とするものについては調整をいたしたいとは考えております。

○加藤(鑑)委員 それで労災でちょっとお伺いたしたいのですが、労災は福祉手当よりも障害に基づく給付というのはいくら多いように伺っておりますが、しかし、現に労働しておりました、きのうまで、また一年前まで元気に働いておった人が急にそういう立場になったら、当人もそうでして、家族も大変な落差を感じられると思うのです。

そこで問題は、福岡の大家さんという方からの手紙を受け取ったのですが、労働省婦人少年局は去る四十六年、労災一級から三級までの重度障害者の妻を対象に生活の実態調査を行い、その結果は、今日に至るまで妻の立場が非常に大変だということの発表になっている。それについて十分に手を打たれていないんじゃないか。その介護の問題はどういう労災給付として考えておられるのか。家族の介護料ですね。その問題についてどういうお考えでございますか、ちょっとお伺いいたします。

○田中説明員 お答えいたします。

先生御承知のように、労災保険におきましては、労働災害によってその労働者の労働能力なりあるいは稼働能力が失われる、それを補償するということ、原則として従来の賃金を基準にその何日分であるとか、あるいは何%かというような形で保険給付をしているわけでございます。

ただ、たとえば療養を開始いたしましたから三年たっても治らないというような非常に重症の方の中には、本人の労働能力のみならず、他人の手を煩わすというような方も多々ございます。そういうことで本来の保険給付のほかに介護料という制度も別途ございまして、それによってある程度の手当てをさしていただいております。

○加藤(鑑)委員 確かに労災の方の給付はかなり

の額になっておるとは思うのですが、給付基礎日額計算の中に、いわゆるボーナス等が入っておらないわけですね。そうすると大体決まった給与というのは七割ぐらいであと年間の所得の三割ぐらゐはボーナスという形だと思ふのですが、非常にまだ低いという声もありますので、その辺については今後とも御検討をお願いしたい、こう思ひます。

○田中説明員 ただいま先生の御指摘のように、保険給付の算定の基礎の賃金としましては、ボーナス等の特別給与は入っておりません。ただ長期の年金の支給等の場合には、やはり長い間の被災者の生活を考えますと、その辺問題があるのではないかと、現在労災保険審議会でもその辺の検討をいたしておりますので、その結論を待つて措置をしたい、かように考えておるわけであり

ます。

○加藤(勉)委員 最後に所得制限の問題についてお伺いいたします。

特別児童扶養手当、福祉手当の所得制限、そしてその発給の基準をちょっとお伺いいたします。

○翁政府委員 福祉手当の所得制限につきましては、特別児童扶養手当制度当時の受給者が父母、いわゆる監護する者であった関係がございまして、これが新しい法律案では本人に変わりました。したがって現行の特別児童扶養手当、母子福祉年金あるいは現行の特別児童扶養手当、これになら

まして、障害者本人については百二十万、それから父母、いわゆる受給者の扶養義務者、これにつきましましては五大家族で三百七十五万何がし、大体それを予定しているわけでございます。

○加藤(勉)委員 特別児童扶養手当ですと停止率は何%くらいになっておりますか。

○上村政府委員 約九〇%であります。

○加藤(勉)委員 それは停止率じゃなくて給付率ですね。停止率は……。

○上村政府委員 一〇%でございます。

○加藤(勉)委員 一〇%というのはかなり高い率だと思ふのですが、具体的に言いますと、老齢福

祉年金を受け取っているおじいさん、それから今回の特別児童扶養手当及び福祉手当を受けるお子さん、いわゆる福祉の対象になる人を基準に考えてみますと、片方の老齢福祉年金の方は八百七十六万ですか、それぐらい高い扶養親族の所得制限額になって、言うならば完全撤廃ですね。片方は三百七十五万ですか、こう考えますと、健康者の老人に対する所得制限と、それから障害者を持つてゐる家族に対する所得制限とこんなに差があるのはあべこべじゃないかと私は思ふのですが、いかがですか。

○翁政府委員 そういう御意見がございましてあることは十分承知いたします。ただ先ほど申し上げましたように、現行特別児童扶養手当制度時代におけるいわゆる子供と、これを扶養する扶養義務者との関係をこの法律で持ち込みましたので、この点につきましては今後の研究課題ということに考えてまいりたいと思ひます。

○加藤(勉)委員 過去の経緯を見ますと、母子福祉年金から児童扶養手当、これはパラレルでいいと思ふのです。ところが児童扶養手当から特別児童扶養手当に入ったときに、障害の観点から、そこではワンステップ上がるべき筋合いのものであったのがすんなり横に入ったところに問題があるのではないかと思ふのですが、いかがですか。障害の子供であつても親はあくまでもめんどろを見るべきである、そういう観点を貫かれないというのはいかがいと思ふのですが、いかがですか。

○上村政府委員 特別児童扶養手当の額が障害福祉年金並みになりましたのは昨年の九月からでございます。それまではずっと児童扶養手当即母子福祉年金に右へならえておりましたのでそれに従つたわけでございますが、今後どうするか、福祉手当との関係もございまして、障害福祉年金との関係もございまして検討させていただきますというふうな考えております。

○加藤(勉)委員 百歩譲つて、障害児であつても親は子供のめんどろを見る、扶養する義務が非常に強いんだということを言ひましても、それじゃ

あ、今度の福祉手当の場合には障害者、つまり大人にも行くわけですから、それと老齢福祉年金の並びを考えたら、私は若干矛盾すると思ひます。問題意識も政府の方でお持ちのようですから、今後の御検討をお願いいたしますして、私の質問を終わります。(拍手)

○大野委員長 これにて特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案に対する質疑は終了いたしました。

○大野委員長 これより本案を討論に付するのでありますが、別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大野委員長 この際、住栄作君、枝村要作君、石母田達君、大橋敏雄君及び小宮武喜君より、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を聴取いたします。住栄作君。

○住委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表いたしますして、本動議について御説明を申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項の実現に努力すべきである。

一 児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童手当及び福祉手当の支給額を一層増額する等支給内容の改善充実を図ること。

二 扶養義務者等に対する所得制限を更に緩和

すること。

三 ILO第一〇二号条約の基本的事項の一つであることにかんがみ、長期的展望にたつて、積極的に制度の改善を図ること。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○大野委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立総員。よつて、本案については、住栄作君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められております。これを許します。田中厚生大臣。

○田中國務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。

○大野委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大野委員長 次回は、来たる二十五日火曜日、午前九時五十分理事会、十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十三分散会